

令和 8 年 10 月 23 日
教育庁保 健 体 育 課
高等学校教育課
生 徒 指 導 課

第 5 号案件調査報告書の提言を受けた再発防止の取組について

令和 6 年 6 月に県立高校の生徒が自死により亡くなられた事案について、県いじめ防止対策等に関する委員会から「第 5 号案件調査報告書」の提言を受けて、県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程の部活動経験者及びその保護者を対象に、部活動における指導の実態について調査を行いました。

調査の結果、生徒及び保護者が不適切と感じる指導（顧問の発言や態度によるもの）が行われている実態があることが判明し、不適切な指導を受けた生徒は、改善が期待できないことなどを理由として学校に相談しない場合が多いこと、また、競技力の向上のためには不適切な指導を我慢すべきと考える生徒・保護者が一定数存在することが明らかとなりました。

この結果を踏まえ、二度と痛ましい事案を繰り返さないために、部活動に関わるすべての人が、部活動の本質的な目的を正しく理解し、不適切な指導を排除するとともに、学校における部活動の管理体制の見直しや相談体制の整備など、生徒の命と安全を最優先に据えた、実効性ある再発防止策を講じることとしました。

詳細については、資料のとおりです。

【添付資料】

- 資料 1 第 5 号案件調査報告書及び県教育委員会のこれまでの対応（概要）
- 資料 2 部活動指導に関する実態調査（生徒・保護者対象）－ 調査結果の概要 －
- 資料 3 第 5 号案件調査報告書の提言を受けた再発防止の取組（概要）
- 資料 4 第 5 号案件調査報告書の提言を受けた再発防止の取組について（通知）
（令和 8 年 10 月 23 日付教保第 463 号）

【参考資料】

- 生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備について（通知）
（令和 8 年 10 月 14 日付教生指第 194 号）

〔担当〕

保健体育課学校体育指導係	副参事・係長	渡邊 修二	（電話）025-280-5624
高等学校教育課	参 事	五十嵐直樹	（電話）025-280-5910
生徒指導課支援・相談班	副参事	星野 勝紀	（電話）025-280-5793

令和6年6月に県立高等学校の生徒が自死したことについて、令和8年4月に、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会から、県教育委員会へ調査報告書が提出された。

1 調査報告書の概要

- 本事案の主たる要因は、部活動における教員の指導を主たる契機とする死亡事案（いわゆる「指導死」）と判断。
- 以下の3点について提言。

I 部活動指導者の責務	II 学校のガバナンス	III 相談体制の整備
◇権威主義的構造の自覚と「心理的安全性」の確保 ◇人格形成支援の誤謬と自己経験の絶対化の否定 ◇生徒の尊厳を蹂躪する言動の排除 ◇「個人の内面」に依存しない集団的監視体制の構築	◇運動部活動における構造的リスクの自覚及び学校の管理責任 ◇実効性のある複数顧問制の確立 ◇管理職によるマネジメントの重要性 ◇当該校の特異性の改善、県教委によるガイドライン遵守の検証、 ◇緊急時の連絡体制	◇不適切指導の認識の周知 ◇生徒が安心して相談できる相談体制 ◇生徒の抱えるトラウマのケア及び心理教育の場の提供

2 県教育委員会のこれまでの対応

- 4月 県教育委員会緊急メッセージ(YouTube)配信
- 5月 臨時校長研修会開催 県高等学校総合体育大会各競技大会における顧問への指導部活動指導に関する実態調査(生徒・保護者対象)実施

⇒ 調査報告書の提言と実態調査結果を踏まえ、再発防止の取組を検討

部活動指導に関する実態調査（生徒・保護者対象）

－ 調査結果の概要 －

1 実態調査の概要

調査目的	第5号案件調査報告書の提言を受け、部活動における不適切な指導の実態を把握		
調査対象	県立高等学校・県立中等教育学校後期課程の部活動経験者及びその保護者		
調査期間	令和8年 5月20日～6月10日	調査方法	無記名・オンライン（Googleフォーム）
回答数（回答率）	生徒：17,251人（73.4%） 保護者：13,554人（57.7%） ※対象生徒数：約23,500人		

2 調査結果

① 不適切な指導を受けた・ 見聞きした経験

受けたことがある

259人
(1.5%)

見たり聞いたり
したことがある

391人
(2.3%)

※それぞれの回答者数に対する割合

② 不適切な指導の内容（上位）

※複数選択可

【生徒（受けたことがある）n=259】

- | | |
|---------|-------|
| ① 執拗な叱責 | 45.6% |
| ② 暴言 | 41.7% |
| ③ 無視・排除 | 28.6% |

【保護者（子どもが受けたことがある）n=352】

- | | |
|--------------|-------|
| ① 暴言 | 46.6% |
| ② 執拗な叱責 | 40.6% |
| ③ その他ハラスメント等 | 24.7% |
| ④ 無視・排除 | 23.3% |

③ 不適切な指導を受けた影響

（上位3つ）※「受けたことがある」259人が回答

- 部活動に行きたくなくなった
65.6%
- 心が不安定になった
（落ち込む、不安になる等）
42.1%
- 強い不安や恐怖を感じた
30.9%

④ 不適切な指導を受けたことを 相談した生徒

「受けたことがある」259人のうち、
相談したと回答した割合

60.2%
(156人)

⑤ 不適切な指導を受けたことの 相談相手（上位4つ）

※「受けたことがある」259人のうち、
相談した156人が回答（複数選択可）

- | | |
|--------------|-------|
| ① 家族 | 77.6% |
| ② 友人 | 76.9% |
| ③ 学校の先生 | 30.8% |
| ④ スクールカウンセラー | 5.8% |

⑥ 試合に勝ったり、記録を伸ばしたり するためには、不適切と感じる指導を 我慢すべきだと思うか

生徒（n=17,251）

「我慢すべき」「どちらかといえば我慢すべき」
と回答している生徒

28.6%

保護者（n=13,554）

「我慢すべき」「どちらかといえば我慢すべき」
と回答している保護者

10.5%

【相談しなかった理由（上位3つ）】 ※「受けたことがある」259人のうち、相談しなかった103人が回答（複数選択可）

- ・相談する必要性を感じなかった
- ・相談しても改善につながらなかった
- ・相談しづらかった

上記の回答が多く、その他にも、声を上げることへの不安や、相談しても変わらないと感じている生徒が多い状況となっている。

3 調査結果から見た課題

1 生徒及び保護者が
不適切と感じる指導が
行われている実態が
あること

2 不適切な指導の内容は、
顧問の発言や態度による
ものが多いということ

3 生徒は相談先として
学校を選択しない場合が
多いということ
その理由は、改善が期待
できないことや相談しづらさ
によるものであること

4 競技力向上のためには
不適切な指導を我慢すべき
と考えている生徒・保護者が
一定数存在すること

※割合は四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

《基本方針》指導者の考え方、学校のガバナンス、相談体制を刷新し、不適切な指導を根絶する ～不適切な指導を、しない、気づく、容認しない、見逃さない、相談する～

指導者	指導者が絶対的な存在として生徒に答えを与える	➡	生徒が主役(生徒が考え、選択し、成長する)
ガバナンス	指導は顧問任せで、他の教職員は意見しにくい	➡	指導を可視化し問題を防止、発生時には組織的に対応
相談体制	生徒が悩みを相談しにくい学校文化	➡	生徒が安心して相談できる学校文化

1 基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着

1 「不適切な指導根絶宣言」の発表

県教育委員会による「不適切な指導根絶宣言」の作成・公表を受け、各学校ごとに宣言を作成し、教職員、生徒、保護者等に周知するとともに、学校ホームページに掲載する。

2 不適切な指導に関する、生徒、保護者等に向けたリーフレット・動画資料による周知

部活動において許されない不適切な指導の具体例と、それらの指導を受けたり見聞きした際の相談窓口等をまとめたリーフレットと動画資料を作成し、周知する。

3 不適切な指導に関する、教職員、外部指導者に向けたリーフレットによる周知

部活動において許されない不適切な指導の具体例と、それらの指導を見聞きしたり相談を受けた際の、管理職への報告方法等をまとめたリーフレットを作成し、周知する。

4 部活動指導者の資質向上と責務の自覚を定着させることを目的としたオンデマンド研修の実施

指導者が、部活動指導において許されない発言や行為等について正しく認識し、生徒の心理的安全性を確保する責務を果たすために必要な研修を実施する。

5 指導に関する自己点検の実施

指導者が、自分自身の指導を振り返るために、Googleフォーム等を活用した自己点検を定期的に実施する。

2 部活動の可視化を含む学校のガバナンスの見直し

1 管理職による部活動の状況把握の推進
定期的な観察により自校の部活動の実態を的確に把握する。

2 実効性ある複数顧問制の確立
副顧問が、生徒との面談等をおこなうなど、複数の顧問が実質的に部活動に関与する体制を確立する。

3 部活動等に関する情報を校長等に報告する仕組みづくり
不適切な指導に気づいた教職員が、グループウェア※1や面談等を通じて、ためらうことなく報告できる仕組みを構築する。

4 不適切な指導案件へのリスクベースでの対応
不適切な指導が疑われる事案に対し、県教育委員会が速やかに当該校を訪問するなどし、深刻化の防止と指導の改善を図る。

5 生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備
所在の確認ができない生徒については、マニュアルに基づいた組織的かつ迅速な対応により、その安全確保を図る。

※1 グループウェア：
組織内の情報共有とコミュニケーションを円滑にし、業務効率を向上させる統合型ソフトウェア

3 相談体制の整備

1 不適切な指導についての認識の共有と相談窓口の周知
1-1、1-2を生徒に対して繰り返し周知する。

2 組織的対応の徹底
スクールカウンセラーを含めたすべての教職員が「相談窓口」とであると自覚し、相談を受けた際には丁寧に話を聞き、必要な支援につなげる。

《相談や気になる情報の速やかな報告》
相談を受けた場合は速やかに管理職に報告する。(教職員向けリーフレットの二次元コードからアクセスできる県教育委員会の相談窓口を利用し、報告することも可能)

《生徒の変化の早期把握》
「心の健康観察」※2、教育相談、面談、アンケート等の継続的な実施により、生徒の変化の早期把握に努める。

《不適切な指導等への対応》
不適切な指導またはその疑いが認められる場合は、管理職が速やかに当該教職員に事実確認を行う。
生徒の安全安心を最優先とし、必要な支援を組織的に行う。

※2 「心の健康観察」：
1人1台端末を活用し、日常的にすべての生徒を対象に心身の変化を捉え、対応につなげる取組

教 保 第 463 号
令和 8 年 10 月 23 日

県立高等学校長 様
県立中等教育学校長 様
県立中学校長 様

教 育 長

第 5 号案件調査報告書の提言を受けた再発防止の取組について（通知）

令和 6 年 6 月に県立高校の生徒が自死により亡くなられた事案について、県いじめ防
止対策等に関する委員会から、「第 5 号案件調査報告書」（以下、「報告書」という。）が提
出されました。

報告書では、本事案について、「学校教育活動の一環であるはずの部活動が、当該柔道
部では、ある種閉鎖的な環境の下に置かれていたことを背景として、監督による権威的か
つ過度な指導という外部ストレス要因として作用し、短期間のうちに心理的負荷が累積
的に増大することで A の適応能力を著しく損なわせるに至った、教員の指導を主たる契
機とする死亡事案（いわゆる「指導死」）の機序をたどったものと判断する。」と結論を導
き出しています。

このような痛ましい事案を二度と繰り返さないためには、報告書における提言を真摯
に受け止め、部活動に関わるすべての人が、部活動の本質的な目的を正しく理解した上で、
生徒の尊厳を蹂躪する許されない言動を排除するとともに、学校における部活動の管理
体制の見直しや相談体制の整備など、生徒の命と安全を最優先に据えた、実効性のある再
発防止策を講じていく必要があります。

ついては、報告書における提言及び、県教育委員会が生徒・保護者等を対象として実施
した「部活動指導に関する実態調査」（以下、「実態調査」という。）の結果を踏まえ、下
記のとおり、再発防止に取り組んでまいりますので、教職員、外部指導者、生徒、保護者
等に十分周知の上、組織的かつ適切、確実に対応するようお願いします。

記

基本方針

指導者の考え方、学校のガバナンス、相談体制を刷新し、不適切な指導を根絶する
～不適切な指導を、しない、気づく、容認しない、見逃さない、相談する～

指導者の 考え方	勝利至上	⇒	生徒の成長が最優先
	指導者は絶対的な存在	⇒	生徒が主役（プレーヤーズセンタード）
	指導者が答えを与える	⇒	生徒が考え、選択し、成長する
	過度な厳しさが成長につながる	⇒	心理的安全性が挑戦を支える
	自分の経験則は常に正しい	⇒	エビデンスに基づく指導が必要
学校のガ バナンス	指導は顧問任せで、他の教職員 は意見しにくい	⇒	指導を可視化し問題を防止、発生 時には組織的に対応
相談体制	生徒が悩みを相談しにくい学校 文化	⇒	生徒が安心して相談できる学校 文化

（参考）○ 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、
学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの
（「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」第 1 章総則 第 6 款）
○ プレイヤーをスポーツ活動の中心に据え、その主体的な学びと成長をみんなで支える、プレ
イヤーセンタードの考え方（日本スポーツ協会 <https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>）

再発防止の取組

1 基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着

報告書では、「部活動は、学校教育の一環として生徒の自主性や社会性を育む貴重な機会」であり、部活動指導者が「『肉体的、精神的な負荷や厳しい指導』と『体罰等の許されない指導』とを明確に区別し、部活動において具体的に許されない発言や行為について共通認識を持つことが不可欠である。」と提言されている。

また、再発防止のためには、「不適切な指導・ハラスメントについて教員と生徒の間に認識の共有が図られることが第一歩である。」と提言されているが、実態調査によれば、試合に勝ったり、記録を伸ばしたりするためには、不適切と感じる指導を「我慢すべき」「どちらかといえば我慢すべき」と思う生徒が 28.6%、保護者が 10.5%を占めている状況が明らかになった。

これらのことから、再発防止に向けた基本方針を、「指導者の考え方、学校のガバナンス、相談体制を刷新し、不適切な指導を根絶する ～不適切な指導を、しない、気づく、容認しない、見逃さない、相談する～」と定め、教職員、生徒、保護者等に周知するとともに、部活動指導者が、許されない発言や行為等について正しく認識し、生徒の心理的安全性を確保する責務を自覚し、定着させるために、【別紙 1】に示す具体的な取組を実施する。

【別紙 1】基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着

〈別添 1〉「不適切な指導根絶宣言（県教育委員会）」

〈別添 2〉「不適切な指導根絶宣言（各学校）（ひな形）」

〈別添 3〉生徒・保護者等向けリーフレット

〈別添 4〉生徒・保護者等宛文書（ひな形）

〈別添 5〉教職員・外部指導者向けリーフレット

（参考 1）第 5 号案件調査報告書の概要～第三者委員会による分析のまとめと提言～

（参考 2）部活動に関する実態調査（生徒・保護者対象）の主な結果と明らかになった課題

（参考 3）部活動に関する実態調査（生徒・保護者対象）結果

2 部活動の可視化を含む学校のガバナンスの見直し

報告書の提言では、「部活動指導が特定の顧問教員の裁量に委ねられることのないよう、能動的に指導の実態を把握し、不適切な指導が行われるおそれがある場合には速やかに介入し、防止及び是正を図る体制を構築することを強く求めるものである。」とし、「実効性のある複数顧問制」や「管理職によるマネジメントの重要性」などについて指摘している。

再発防止に向けては、指導に対する透明性の確保や組織的なチェック体制の構築等が必要であることから、【別紙 2】に示す具体的な取組を実施する。

【別紙 2】部活動の可視化を含む学校のガバナンスの見直し

（参考 4）「教職員と児童生徒との SNS 等によるやりとりの禁止について（通知）」

3 相談体制の整備

報告書では、「学校は、担任や副担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が、学習や友人関係だけでなく、部活動に関する悩みも含めて相談を受け止めることを明確に伝え、生徒側から相談することを肯定的に評価する文化を育てていかなければならない。」と提言している。

一方、実態調査においては、「不適切な指導を受けたことがある」と回答した生徒のうち、約4割が誰にも「相談しなかった」と回答している。

提言の内容を実現するため、【別紙1】及び【別紙3】に示す取組により、相談窓口を明確化、複線化するとともに、組織的な対応を徹底する。

【別紙1】基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着（再掲）

【別紙3】相談体制の整備

〈別添3〉生徒・保護者等向けリーフレット（再掲）

〈別添5〉教職員・外部指導者向けリーフレット（再掲）

[担当]

通知全般について

保健体育課学校体育指導係

副参事・係長 渡邊 修二

電話 025-280-5624

個別の取組について

【別紙1】～【別紙3】に記載のとおり

第5号案件調査報告書の提言を受けた再発防止の取組(概要)

《基本方針》指導者の考え方、学校のガバナンス、相談体制を刷新し、不適切な指導を根絶する
～不適切な指導を、しない、気づく、容認しない、見逃さない、相談する～

指導者	指導者が絶対的な存在として生徒に答えを与える	⇒	生徒が主役(生徒が考え、選択し、成長する)
ガバナンス	指導は顧問任せで、他の教職員は意見しにくい	⇒	指導を可視化し問題を防止、発生時には組織的に対応
相談体制	生徒が悩みを相談しにくい学校文化	⇒	生徒が安心して相談できる学校文化

1 基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着

1 「不適切な指導根絶宣言」の発表

県教育委員会による「不適切な指導根絶宣言」の作成・公表を受け、各学校ごとに宣言を作成し、教職員、生徒、保護者等に周知するとともに、学校ホームページに掲載する。

2 不適切な指導に関する、生徒、保護者等に向けたリーフレット・動画資料による周知

部活動において許されない不適切な指導の具体例と、それらの指導を受けたり見聞きした際の相談窓口等をまとめたリーフレットと動画資料を作成し、周知する。

3 不適切な指導に関する、教職員、外部指導者に向けたリーフレットによる周知

部活動において許されない不適切な指導の具体例と、それらの指導を見聞きしたり相談を受けた際の、管理職への報告方法等をまとめたリーフレットを作成し、周知する。

4 部活動指導者の資質向上と責務の自覚を定着させることを目的としたオンデマンド研修の実施

指導者が、部活動指導において許されない発言や行為等について正しく認識し、生徒の心理的安全性を確保する責務を果たすために必要な研修を実施する。

5 指導に関する自己点検の実施

指導者が、自分自身の指導を振り返るために、Googleフォーム等を活用した自己点検を定期的に実施する。

2 部活動の可視化を含む学校のガバナンスの見直し

1 管理職による部活動の状況把握の推進

定期的な観察により自校の部活動の実態を的確に把握する。

2 実効性ある複数顧問制の確立

副顧問が、生徒との面談等をおこなうなど、複数の顧問が実質的に部活動に関与する体制を確立する。

3 部活動等に関する情報を校長等に報告する仕組みづくり

不適切な指導に気づいた教職員が、グループウェア※1や面談等を通じて、ためらうことなく報告できる仕組みを構築する。

4 不適切な指導案件へのリスクベースでの対応

不適切な指導が疑われる事案に対し、県教育委員会が速やかに当該校を訪問するなどし、深刻化の防止と指導の改善を図る。

5 生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備

所在の確認ができない生徒については、マニュアルに基づいた組織的かつ迅速な対応により、その安全確保を図る。

※1 グループウェア：

組織内の情報共有とコミュニケーションを円滑にし、業務効率を向上させる統合型ソフトウェア

3 相談体制の整備

1 不適切な指導についての認識の共有と相談窓口の周知

1-1、1-2を生徒に対して繰り返し周知する。

2 組織的対応の徹底

スクールカウンセラーを含めたすべての教職員が「相談窓口」として自覚し、相談を受けた際には丁寧に話を聞き、必要な支援につなげる。

《相談や気になる情報の速やかな報告》

相談を受けた場合は速やかに管理職に報告する。(教職員向けリーフレットの二次元コードからアクセスできる県教育委員会の相談窓口を利用し、報告することも可能)

《生徒の変化の早期把握》

「心の健康観察」※2、教育相談、面談、アンケート等の継続的な実施により、生徒の変化の早期把握に努める。

《不適切な指導等への対応》

不適切な指導またはその疑いが認められる場合は、管理職が速やかに当該教職員に事実確認を行う。

生徒の安全安心を最優先とし、必要な支援を組織的に行う。

※2 「心の健康観察」：

1人1台端末を活用し、日常的にすべての生徒を対象に心身の変化を捉え、対応につなげる取組

【別紙 1】

1 基本方針の周知並びに部活動指導者の資質向上及び責務の自覚・定着

1-1 「不適切な指導根絶宣言」の発表

(1) 県教育委員会及び各学校による「不適切な指導根絶宣言」の作成・公表

- 県教育委員会は、「不適切な指導根絶宣言」(県教育委員会)を作成・公表する。
- 各学校は、「不適切な指導根絶宣言」(各学校)を作成・公表する。
 - ① 〈別添1〉不適切な指導根絶宣言(県教育委員会)を受け、〈別添2〉不適切な指導根絶宣言(各学校)(ひな形)を参考に、自校の根絶宣言を作成すること。
 - ② 作成した根絶宣言を踏まえ、自校の部活動に係る活動方針を更新すること。
 - ③ 上記①、②について職員会議や集会等において教職員及び生徒に周知するとともに、保護者等に向けても一斉メール等で周知すること※。またホームページに掲載すること。
 - ④ 必要に応じ、宣言文を職員室や部活動の活動場所等に掲示すること。

1-2 不適切な指導に関する、生徒、保護者等に向けたリーフレット・動画資料による周知

(1) 不適切な指導に関するリーフレットによる生徒・保護者等への周知

- 各学校は、部活動において許されない不適切な指導について、教職員と生徒・保護者等の間で認識を共有するとともに、明確化した相談窓口を周知するために、〈別添3〉生徒・保護者等向けリーフレットを配付・掲示等すること※。

(2) 不適切な指導に関する動画資料による生徒への周知

- 各学校は、県教育委員会が作成する、不適切な指導に係る生徒向け動画を使用し、毎年度、部活動所属生徒に対する啓発を行うこと。
- 動画は、本通知発出日時点で作成準備中であり、後日別途通知する。

※ 1-1(1)や1-2(1)の周知にあたっては、〈別添4〉生徒・保護者等宛文書(ひな形)を参考にすること。

1-3 不適切な指導に関する、教職員・外部指導者に向けたリーフレットによる周知

- 各学校は、すべての教職員・外部指導者が、部活動において許されない発言や行為について、共通の認識を持つために、〈別添5〉教職員・外部指導者向けリーフレットを配付するとともに、生徒からの相談や援助希求を組織として受け止める体制を構築すること。

1-4 部活動指導者の資質向上と責務の自覚を定着させることを目的としたオンデマンド研修の実施

- 指導者が部活動において、具体的に許されない発言や行為について正しい認識を持つことが不可欠であり、あわせて生徒の「心理的安全性」を確保することが指導者の最大の責務である。これらの観点から、県教育委員会が有識者によるオンデマンド研修を実施することとしており、すべての教職員及び外部指導者がこの研修を受講すること。
- 研修の詳細については、後日別途通知する。

1－5 指導に関する自己点検の実施

- 自分自身の指導についての振り返りを習慣化することによる、指導者の自己成長を促すことを目的として、Google フォーム等を活用した自己点検を定期的を実施する。
- 自己点検の詳細については、後日別途通知する。

[担当]

保健体育課学校体育指導係
副参事・係長 渡邊 修二
電話 025-280-5624

【別紙 2】

2 部活動の可視化を含む学校のガバナンスの見直し

2-1 管理職による部活動の状況把握の推進

(1) 目的

管理職（校長、副校長、教頭）が部活動の様子を観察することにより、自校の部活動の実態を的確に把握し、その状況を可視化することで、教職員による不適切な指導の防止及び生徒の健全な育成につなげる。

(2) 実施期間

- 令和9年3月末まで
- 実施期間後の取組については、改めて通知する。

(3) 実施回数

- 管理職が交代で週1日以上実施すること。
- 1日あたりの巡回時間や確認する部活動数については、各校の実情に応じて適宜設定すること。

(4) 実施内容

- ① 管理職が部活動の状況を観察すること。
- ② 実施する曜日、時間等は固定せず、不定期に実施すること。
- ③ 次の視点をもって観察すること。
 - ア 生徒の様子
生徒の表情、雰囲気、発言、生徒同士の関係（上下関係含む）などに気になる点がないか。
 - イ 顧問の指導態度や言動
リーフレットの「部活動指導における不適切な指導の例」として示された言動と疑われる指導がないか。
 - ウ 安全管理
活動場所、用具の安全性、熱中症予防、事故防止、活動時間などに不適切な点はないか。
- ④ 「不適切な指導」及び疑われる指導があった場合には、高等学校教育課に報告し、適切に連携を図ること。
- ⑤ 各校の実情に応じて、地域の皆様や同窓会、PTAなど、教職員以外の方とともに巡回することも検討すること。

2-2 実効性のある複数顧問制の確立

(1) 目的

主たる指導を行う顧問以外の顧問（いわゆる副顧問）が、定期的に部活動の様子を観察するとともに、生徒との面談等を通じて生徒指導や相談に関わるなど、複数の顧問が実質的に部活動に関与する体制を確立し、部活動の状況を複数の視点から把握・可視化する。

(2) 実施内容

- ① 定期的な部活動参加
 - ・ 主たる指導を行う顧問以外の顧問も、週1日以上、部活動に参加し、生徒の様子や指導の状況を把握すること。
 - ・ 生徒の表情や言動等を観察し、肯定的な声掛けを行うなどして、生徒理解を深め、生徒が安心して相談できる関係を構築できるように努めること。
- ② 定期的な生徒面談の実施
 - ・ 主たる指導を行う顧問以外の顧問は、年2回以上、生徒との面談を実施すること。

- ・ 面談の実施方法、実施時間その他の詳細については、学校や部活動の実情に応じて適切に設定すること。
 - ・ 面談結果は、管理職及び必要な教職員と共有すること。
- ③ 顧問による情報共有
- ・ 部活動に関する連絡は、生徒と顧問が1対1でSNS等によるやり取りを行わず、Google Classroom等のツールを活用し、複数の生徒及び顧問が共有できる方法を原則とすること。
- (3) その他
- (参考4)「教職員と児童生徒との SNS 等によるやりとりの禁止について（通知）」（令和3年9月30日付け教高第882号）に基づき、SNS等を用いた生徒との私的なやり取りの禁止及び校内ルールの遵守について、改めて周知徹底を図ること。

2-3 部活動等に関する情報を校長等に報告する仕組みづくり

(1) 目的

すべての教職員が立場にかかわらず意見を述べることができる風通しのよい職場づくりを推進し、特に、部活動における不適切な指導やその兆候については、担当する部活動にかかわらず、教職員が把握した情報をためらうことなく、速やかに校長等に報告することができる仕組みを整え、部活動の実態を多面的に把握・可視化する。

(2) 実施内容

① グループウェア*等を活用した校長への意見提出

ア) 随時の報告

- ・ 校長が部活動の状況や教職員の意見を、随時把握する手段の一つとして、グループウェアを活用することとし、教職員から校長に報告するための具体的な方法について周知すること。
- ・ 報告の方法としては、グループウェアのアンケート機能やメッセージ機能等の活用が考えられるが、各校の実情に応じて、教職員が報告しやすく、校長が必要な情報を確実に把握できる効果的な仕組みを構築すること。

※ グループウェア：組織内の情報共有とコミュニケーションを円滑にし、業務効率を向上させる統合型ソフトウェア

イ) 定期的な調査

- ・ すべての教職員を対象に、校内における不適切な指導に関する調査を、定期的に実施する。
- 詳細については、後日別途通知する。

② 校長による職員面談での意見聴取

- ・ 管理職は、教職員との面談において、一人一人の意見や考えを丁寧に聴き取り、面談内容の充実を図るとともに、それぞれの部活動の状況についても聴取すること。

2-4 不適切な指導案件へのリスクベースでの対応

(1) 目的

部活動において、不適切な指導が疑われる事案に対し、県教育委員会が速やかに当該校を訪問するなどすることで、深刻化を防止し、指導の改善を図る。

(2) 実施内容

- 〈別添3〉生徒・保護者等向けリーフレットに記載の「不適切な指導の相談窓口」フォームにより県教育委員会に相談があった案件のうち、保健体育課において、緊急性と重大性の観点から対応が必要と判断したものについては、同課指導

主事等が当該学校を訪問し、必要な対応を行う。

- また、各学校において、校内の相談窓口等で不適切な指導を把握した案件のうち、緊急性や重大性の観点から校長が必要と判断した場合や、校長による指導での改善が見込めないと考えられる場合についても、同課指導主事等が当該学校を訪問するなど、必要な対応を行うので、担当に相談すること。

2-5 生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備

(1) 目的

生徒の所在が不明となった場合に、学校と保護者等が連携して速やかに生徒の安全確認及び安全確保を行う。

(2) 実施内容

- 各校の危機管理マニュアルに、生徒の所在不明時を想定した対応を追記すること。
- 追記するマニュアルには、事案発生時の初動対応、管理職への報告、保護者等への連絡手順、関係機関との連携、リスクに応じた対応方法等を明記すること。
※ 令和8年10月14日付け教生指第194号「生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備について(通知)」に添付の『『生徒の所在不明時の対応マニュアル』作成の手引き』を参考にすること。
- 所在が確認できない生徒について、追記したマニュアルに基づき組織的かつ迅速に対応し、生徒の安全確保を図ること。

[担当]

2-4 に関すること

保健体育課学校体育指導係
副参事・係長 渡邊 修二
電話 025-280-5624

2-5 に関すること

生徒指導課支援・相談班
副参事 星野 勝紀
電話 025-280-5793

上記以外の内容について

高等学校教育課管理係
管理主事 志賀 大介
電話 025-280-5610

【別紙 3】

3 相談体制の整備

3-1 不適切な指導についての認識の共有と相談窓口の周知

- (1) 不適切な指導に係るリーフレットによる生徒・保護者等への周知 ※再掲
- 部活動において許されない不適切な指導について、教職員と生徒・保護者等の間で認識を共有するとともに、明確化した相談窓口を周知するために、〈別添 3〉生徒・保護者等向けリーフレットを配付・掲示等すること。
- (2) 不適切な指導に係る動画資料による生徒への周知 ※再掲
- 県教育委員会が作成する、不適切な指導に係る生徒向け動画を使用し、毎年度、部活動所属生徒に対する啓発を行うこと。
 - 動画は、本通知発出日時点で作成準備中であり、後日別途通知する。
- (3) 繰り返しの周知
- 上記(1)及び(2)に限らず、各学校・部活動の状況に応じて、〈別添 2〉不適切な指導根絶宣言(各学校)(ひな形)に記載の事項等を繰り返し生徒に周知すること。

3-2 組織的対応の徹底

- (1) すべての教職員が「相談窓口」であること
- スクールカウンセラーを含めたすべての教職員が「相談窓口」とであると自覚し、相談を受けた際には丁寧に話を聞き、必要な支援につなげること。
 - 日頃から積極的な声かけを行うなど、相談しやすい環境づくりに努めること。
 - 生徒の相談や援助希求への対応について、すべての教職員が共通認識を持つよう、〈別添 5〉教職員・外部指導者向けリーフレットを活用すること。
- (2) 相談や気になる情報の速やかな報告
- 不適切な指導等に関する相談を受けたり、その疑いがある場面を見聞きしたりした場合は、抱え込むことなく、速やかに管理職に報告すること。
併せて、教職員向けリーフレットの二次元コードからアクセスできる県教育委員会の相談窓口を利用して報告することも可能である。
- (3) 生徒の変化の早期把握
- 日常の教育活動において、「心の健康観察」※、教育相談、面談、アンケート等を継続的に実施するとともに、授業や部活動での様子を丁寧に見取り、生徒の変化の早期把握に努めること。
- ※「心の健康観察」：1人1台端末を活用し、日常的にすべての生徒を対象に心身の変化を捉え、対応につなげる取組
- (4) 不適切な指導等への対応
- 不適切な指導又はその疑いが認められる場合には、管理職が速やかに当該教職員に事実確認を行うこと。
 - 生徒の安全・安心を最優先とし、心身の状況に十分配慮しながら、必要な支援を組織的に行うこと。

【担当】

3-1 に関すること

保健体育課学校体育指導係
副参事・係長 渡邊 修二
電話 025-280-5624

3-2 に関すること

生徒指導課支援・相談班
副参事 星野 勝紀
電話 025-280-5793

〈別添 1〉

新潟県部活動における体罰・暴言・ハラスメント等の不適切な指導根絶宣言

本県では、部活動における不適切な指導を背景とする極めて痛ましい事案が発生しました。私たちはこの事実を重く受け止め、二度と同様の事案を起こさないという強い決意のもと、再発防止に取り組みます。

生徒の自主的・自発的な参加によって行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するとともに、仲間とともに目標に向かって努力する中で、学校生活を充実させるとともに、豊かな人間性や社会性を育む、学校教育活動の一環です。

このような意義深い部活動においては、人格や尊厳を無視する、体罰、暴言、ハラスメント等による不適切な指導は、いかなる理由があっても許されるものではありません。生徒の勝利や競技力の向上、技能の習得のためであっても、正当化されることはありません。

また、指導者自身の価値観や成功体験を一方的に押し付けること、自己の感情の発散や自己実現、生徒を自己評価や自己顕示の手段として利用するような指導は、決して許されるものではありません。

私たちは、すべての生徒が安全・安心に活動できる、意義深い部活動を実現するため、ここに不適切な指導の根絶を宣言します。

- 一、 私たちは、不適切な指導をしません。
- 一、 私たちは、不適切な指導を容認しません。
- 一、 私たちは、不適切な指導を見逃しません。

生徒の命と尊厳を守り、すべての生徒が安全・安心に活動できる部活動の実現に向け、県教育委員会は、学校、教職員、生徒、保護者等、関係団体とともに、不適切な指導の根絶に全力で取り組みます。

令和8年10月23日

新潟県教育委員会

〈別添 2〉

新潟県立〇〇学校

部活動における体罰・暴言・ハラスメント等の不適切な指導根絶宣言

- 一、 私たちは、不適切な指導をしません。
- 一、 私たちは、不適切な指導を容認しません。
- 一、 私たちは、不適切な指導を見逃しません。

令和8年 月

部活動で不適切な指導を受けたり、見聞きしたりしていませんか？

「強くなるため」「勝つため」であっても、決して許されない指導があります！

部活動指導における不適切な指導の例

暴力・ハラスメント・精神的苦痛

- ✓ 殴る、蹴る、物を叩く・投げるなどの身体的暴力や威圧的な言動
- ✓ 大声で怒鳴る、人格を否定する、身体や容姿を侮辱するなどの言動
- ✓ 執拗に(しつこく)叱責する

理不尽な扱い・プライバシーの侵害

- ✓ 生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する
- ✓ 他の生徒の面前で叱責するなど、尊厳やプライバシーを損なう
- ✓ 他の生徒に「連帯責任」を負わせ、過度な罪悪感を与える
- ✓ 無視する、排除する

安全の軽視・フォローの欠如

- ✓ 健康や安全の限度を超えた、過度な肉体的・精神的負荷を強要する
- ✓ 著しく不安感や圧迫感を感じる場所(密室)で指導する
- ✓ 指導後に一人にする、保護者等に連絡しないなど、適切なフォローを行わない
- ✓ 組織的な対応を考慮せず、独断かつ執拗に特定の生徒を追い詰める

感情的な指導

- ✓ 試合に負けた怒りをぶつける
- ✓ イライラを生徒に向けるなど、機嫌によって態度が変わる

不適切な指導を、受けたり見聞きした際には、
一人で抱え込まず相談してください
～部活動の悩みでも「学校全体」で受け止めます～

- ・「相談すると自分の立場が悪くなる」
- ・「相談しても変わらない」
- ・「部活動のことは部活動内で解決すべき」
などの考えから、声を上げることを、ためらう場合がある
かもしれません。
しかし、**声を上げることが、現状を変える第一歩となります。**

- ✓ 相談しやすい先生に相談してみましょう！
- ✓ 学校は、相談した皆さんを守ります！

相談する方法

① 直接相談する

担任や副担任、副顧問、養護教諭、スクールカウンセラーなど、
一番話しやすい大人に相談しましょう。

② 校内各種アンケートを利用する

学校で定期的に行っている各種アンケートも自分の気持ちや不安
を伝える大切な機会です。率直に記入してください。

③ 県教育委員会の相談窓口 (オンライン)を利用する

学校に直接相談しにくい場合は、県教育委員会の
不適切な指導に関する相談窓口を利用しましょう。



部活動指導に関する実態調査から見た課題

(令和8年度実施)



部活動指導の現状

- 不適切な指導の多くは
「暴言」「執拗な叱責」「無視・排除」です
- 不適切な指導は主に「練習中」に、複数
回繰り返される傾向にあります。
- 不適切な指導を受けた結果として、生徒
は意欲の低下だけでなく、強い不安や精
神的ストレスを抱え込んでいます



誤った思い込み

- 実態調査において、
試合に勝つため、記録を伸ばすためには、
不適切な指導を「我慢すべき」「どちらかといえば
我慢すべき」と回答
(令和8年6月調査結果)

生徒
28.6%

保護者
10.5%

「強くなるためには我慢が必要だ」「勝つためだから仕方がない」は間違いです。その考えが、不適切な指導を見逃したり、容認したりすることにつながります。

不適切な指導は許されません。どのような理由があっても、生徒が**心身の健康や尊厳を犠牲にする必要はありません。**

一人一人の気づきと行動が、よりよい部活動環境をつくれます

新潟県教育委員会

生徒・保護者等各位

〇〇学校長

不適切な指導の根絶と相談体制について

令和 6 年 6 月に県立高校の生徒が自死により亡くなりました。この事案について、いわゆる第三者委員会から県教育委員会に本年 4 月に提出された調査報告書においては、主たる背景・要因を検証した結果として、亡くなった生徒が所属していた部活動における教員の指導を主たる契機とする死亡事案（いわゆる「指導死」）の機序をたどったものと判断する、と結論を導き出しています。併せて、学校として組織的な対応ができていなかったことについて言及するとともに、二度と同様の悲劇を生まないためには、指導者の資質向上のみならず、生徒が安全に S O S を出せる構造的な改革が急務であると指摘しています。

県教育委員会では、本調査報告書における提言と、本年 5 月から 6 月にかけて生徒・保護者を対象として実施した「部活動指導に関する実態調査」の結果を踏まえ、このたび、再発防止の取組について公表しました。

調査報告書 <https://niigata-pref.box.com/s/jnmszfsg3c58i3fpk98kg3ftv5tt463q>

実態調査結果 <https://niigata-pref.box.com/s/32qbq64xdsdaq3ahlchm20jx839rte8y>

再発防止策 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/hokentaiiku/saihatuboushi.html>

学校は、生徒一人一人が個性的な存在として尊重され、安心して教育を受けられる場でなくてはなりません。そのため、教職員による生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等は許されないことです。たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

本校では、生徒が安全・安心に活動できる部活動の実現に向け、下記のとおり取り組んでまいります。

記

1 不適切な指導についての認識の共有

部活動において許されない不適切な指導について、教職員と生徒・保護者等の間で認識を共有します。

別紙リーフレットに不適切な指導の例を記載しています。

2 不適切な指導の根絶

別紙のとおり、不適切な指導の根絶を宣言します。

教職員や外部指導者が、部活動指導者としての責務を自覚し、資質を向上させることを目的とした研修を受講します。

3 相談窓口の明確化・複線化

「部活動指導に関する実態調査」では、「不適切な指導を受けたことがある」と回答した生徒のうち、約 4 割が誰にも「相談しなかった」と回答しています。部活動における体罰はもちろんのこと、別紙リーフレットに記載されているような不適切

な指導を受けたり、見聞きしたりした場合には、一人で抱え込まず、最も相談しやすい教職員に相談してください。スクールカウンセラーを含むすべての教職員が相談窓口となります。

また、学校で実施している各種アンケートも、自分の気持ちや不安を伝える大切な機会です。感じていることや心配なことがあれば、率直に記入してください。

学校に相談しにくい場合は、県教育委員会の相談窓口を利用することもできます。

相談した生徒の安全・安心を最優先とし、心身の状況に十分配慮しながら、必要な支援を行いますので安心してください。

【担当】

部活動で不適切な指導をしてはいけません！ 見聞きしたら抱え込まず、すぐに報告を！

生徒の命と尊厳を守り、誰もが安心して活動できる部活動にしましょう

部活動指導における不適切な指導の例

暴力・ハラスメント・精神的苦痛

- ✓ 殴る、蹴る、物を叩く・投げるなどの身体的暴力や威圧的な言動
- ✓ 大声で怒鳴る、人格を否定する、身体や容姿を侮辱するなどの言動
- ✓ 執拗に(しつこく)叱責する

理不尽な扱い・プライバシーの侵害

- ✓ 生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する
- ✓ 他の生徒の面前で叱責するなど、尊厳やプライバシーを損なう
- ✓ 他の生徒に「連帯責任」を負わせ、過度な罪悪感を与える
- ✓ 無視する、排除する

安全の軽視・フォローの欠如

- ✓ 健康や安全の限度を超えた、過度な肉体的・精神的負荷を強要する
- ✓ 著しく不安感や圧迫感を感じる場所(密室)で指導する
- ✓ 指導後に一人にする、保護者等に連絡しないなど、適切なフォローを行わない
- ✓ 組織的な対応を考慮せず、独断かつ執拗に特定の生徒を追い詰める

感情的な指導

- ✓ 試合に負けた怒りをぶつける
- ✓ イライラを生徒に向けるなど、機嫌によって態度が変わる

不適切な指導に関する相談体制

(1)すべての教職員が「相談窓口」です

- スクールカウンセラーを含めたすべての教職員が「相談窓口」として自覚し、相談を受けた際には丁寧に話を聞き、必要な支援につなげましょう。
- 日頃から積極的な声かけを行うなど、相談しやすい環境づくりに努めましょう。

(2)生徒の変化を早期に把握しましょう

- 日常の教育活動において、心の健康観察、教育相談、面談、アンケート等を継続的に実施するとともに、授業や部活動での様子を丁寧に見取り、生徒の変化の早期把握に努めましょう。

(3)相談や気になる情報は、速やかに、臆せず報告しましょう

- 不適切な指導等に関する相談を受けたり、その疑いがある場面を見聞きした場合は、抱え込むことなく、速やかに管理職に報告しましょう。
- グループウェアで校長に直接報告することもできます。
- 右の二次元コードからアクセスできる県教育委員会の相談窓口を利用して報告することもできます。



不適切な指導への対応

- 不適切な指導又はその疑いが認められる場合には、管理職が速やかに当該教員に事実確認を行います。
- 生徒の安全・安心を最優先とし、心身の状況に十分配慮しながら、必要な支援を組織的にを行います。

部活動指導に関する実態調査から見た課題

(令和8年度実施)



部活動指導の現状

- 不適切な指導の多くは
「暴言」「執拗な叱責」「無視・排除」です
- 不適切な指導は主に「練習中」に、複数回
繰り返される傾向にあります。
- 不適切な指導を受けた結果として、生徒
は意欲の低下だけでなく、強い不安や精神的
ストレスを抱え込んでいます



誤った思い込み

- 実態調査において、
試合に勝つため、記録を伸ばすためには、
不適切な指導を「我慢すべき」「どちらかといえば
我慢すべき」と回答
(令和8年6月調査結果)

生徒
28.6%

保護者
10.5%

「強くなるためには我慢が必要だ」「勝つためだから仕方がない」は間違いです。その考えが、不適切な指導を見逃したり、容認したりすることにつながります。

不適切な指導は許されません。どのような理由があっても、生徒が**心身の健康や尊厳を犠牲にする必要はありません。**

一人一人の気づきと行動が、よりよい部活動環境をつくります

新潟県教育委員会

(参考 1)

第 5 号案件調査報告書の概要 ～第三者委員会による、分析のまとめと提言～

〔 3 〕 自死に至る過程の心理的分析と精神医学的精察

第 4 まとめ（抜粋）

本事案の主たる要因は、個人の脆弱性に帰せられるべきものではなく、学校教育活動の一環であるはずの部活動が、当該柔道部では、ある種閉鎖的な環境の下に置かれていたことを背景として、教諭 a による権威的かつ過度な指導という外部ストレス要因として作用し、短期間のうちに心理的負荷が累積的に増大することで生徒 A の適応能力を著しく損なわせるに至った、教員の指導を主たる契機とする死亡事案（いわゆる「指導死」）の機序をたどったものと判断する。

生徒 A の「助けて」という無言の叫びは、組織的なケア体制の不備、顧問による権威的な指導体制、ならびに学校が特定の部活動運営において当該顧問に対する監督・牽制機能を実効的に作用させていなかったことに起因すると言わざるを得ない。二度と同様の悲劇を生まないためには、指導者の資質向上のみならず、生徒が安全に S O S を出せる構造的な改革が急務である。

〔 6 〕 提言

第 1 部活動指導者の責務

- 1 権威主義的構造の自覚と「心理的安全性」の確保
- 2 人格形成支援の誤謬と自己経験の絶対化の否定
- 3 生徒の尊厳を蹂躪する言動の排除
- 4 「個人の内面」に依存しない集団的監視体制の構築

第 2 学校のガバナンス

- 1 運動部活動における構造的リスクの自覚及び学校の管理責任
- 2 実効性ある複数顧問制の確立
- 3 管理職によるマネジメントの重要性
- 4 当該校の特異性の改善
- 5 県教委によるガイドラインの遵守の検証
- 6 緊急時の連絡体制

第 3 相談体制の整備

- 1 不適切指導の認識の周知
- 2 生徒が安心して相談できる相談体制
- 3 生徒たちが抱えるトラウマのケアと心理教育の継続的提供

(参考2)

部活動に関する実態調査（生徒・保護者対象）の主な結果と明らかになった課題

1 結果の概要

- ・不適切な指導を「受けたことがある」「見たり聞いたりしたことがある」生徒、保護者が一定数存在
- ・不適切な指導の内容は、生徒は「暴言」「執拗な叱責」「無視・排除」が上位。保護者は加えて「その他ハラスメント行為等」
- ・不適切な指導を受けた影響は、生徒、保護者とも「部活動に行きたくなくなった」「心が不安定になった」「強い不安や恐怖を感じた」が上位
- ・不適切な指導を「受けたこと」について、約6割の生徒が相談しているが、相談相手は家族や友人が多く、教員、スクールカウンセラー、学校外の相談窓口への相談は比較的少ない
- ・子どもが不適切な指導を「受けたことがある」ことについて、約2割の保護者が相談しているが、相談相手は担任・副担任、管理職が多く、顧問は18%
- ・不適切な指導を「受けたこと」を相談しない理由は、生徒は「必要を感じなかった」「相談しても改善につながらないと思った」「相談しづらかった」が上位、保護者は「子どもの立場を守ってもらえるか不安」「相談しても改善につながらないと思った」「顧問の方針に従わなければならないという雰囲気があった」が上位
- ・試合に勝ったり記録を伸ばしたりするためには、不適切と感じる指導を「我慢すべき」「どちらかといえば我慢すべき」だと思ふ生徒は28.6%、保護者は10.5%
- ・部活動に期待することは、生徒は「楽しさ」「人間関係の形成・充実」「競技力や技能の向上」が上位、保護者は「人間関係の形成・充実」「達成感や充実感」「心身の成長」が上位

2 明らかになった課題

- ・生徒及び保護者が不適切と感じる指導が行われている実態があること
- ・不適切な指導の内容は、顧問の発言や態度によるものが多いということ
- ・生徒は相談先として学校を選択しない場合が多いということ。その理由は、改善が期待できないことや相談しづらさによるものであること
- ・競技力向上のためには不適切な指導を我慢すべきと考えている生徒・保護者が一定数存在すること

部活動指導に関する実態調査（生徒・保護者対象） 結果

1 調査の目的

第5号案件調査報告書の提言を受け、部活動指導における、体罰・暴言・ハラスメント等の不適切な指導の実態を把握し、生徒の安全確保及び部活動の適正実施の推進を図る。

2 調査の対象

県立高等学校（県立中等教育学校後期課程）入学後に、何らかの部活動に所属した生徒及びその保護者。

※退部した生徒も対象とする

※対象生徒数は約23,500人と推定される（学校体育調査等による）

3 回答の方法

グーグルフォームでの回答

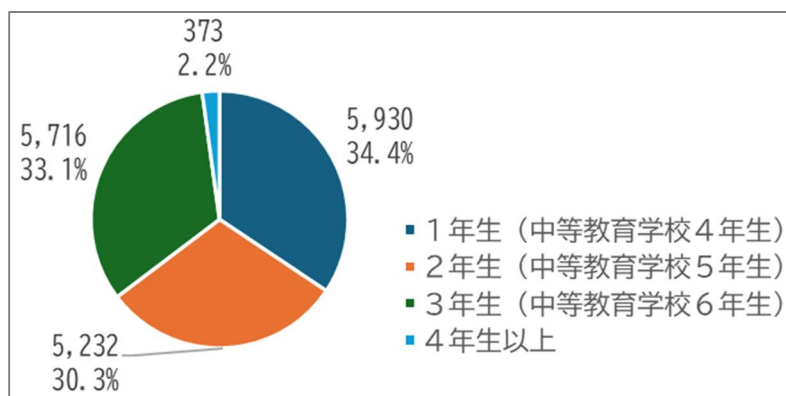
4 調査期間

令和8年5月20日（水）～令和8年6月10日（水）

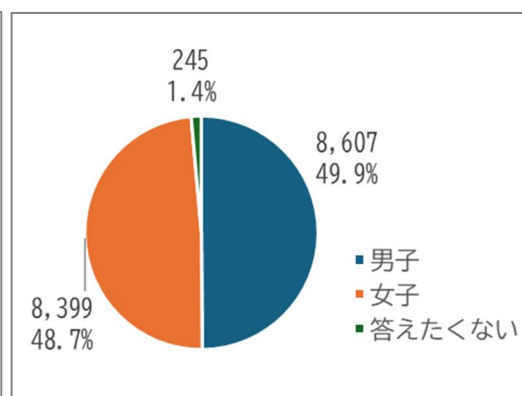
生徒からの回答

I 回答人数 17,251 人（推定対象者（23,500 人）の 73.4%）

学年



性別



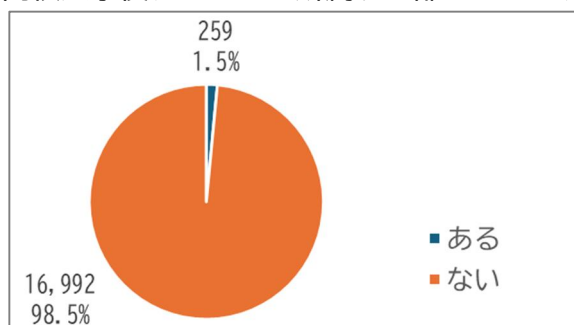
II 不適切な指導を受けた経験、見聞

- 次のような指導を「受けたことがあるか」、「見たり聞いたりしたことがあるか」について質問。
- ・体罰（叩く・蹴る・物をぶつけるなど）
 - ・暴言（人格を否定する発言など）
 - ・威圧的行為（物を投げたりなどの恐怖を与える行為）
 - ・執拗な叱責（強い言葉で叱られ続けるなど）
 - ・容姿に関する侮辱的な指摘（身長や体重、顔や身体のことについて嫌なことを言われるなど）
 - ・無視・排除（来るな、出ていけといった発言など）
 - ・厳しすぎる練習の強要（度を越している、常識的な基準から外れている練習）
 - ・その他のハラスメント行為等

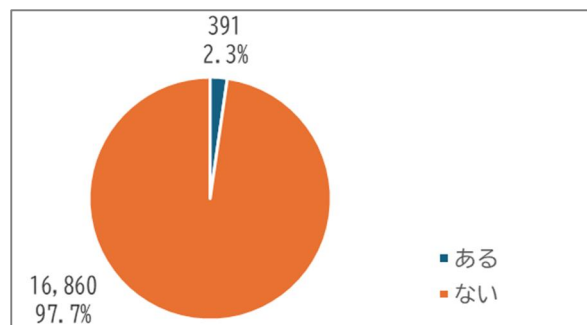
- 259 人（1.5%）の生徒が「受けたことがある」と回答した。

- 391 人（2.3%）の生徒が「見たり聞いたりしたことがある」と回答した。

高校入学後、あなたが所属する部において、次のような指導を「受けたこと」がありますか？



高校入学後、次のような指導を「見たり聞いたりしたこと」がありますか？

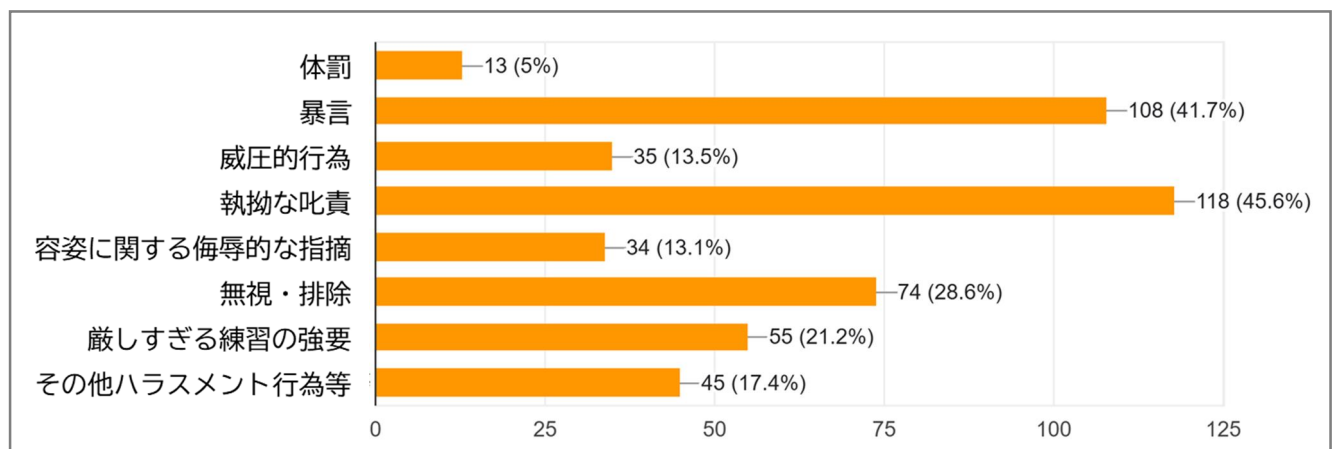


Ⅲ 不適切な指導の実態

- 不適切な指導の内容は、「暴言」や「執拗な叱責」といった言葉によるものが多い。また、「無視・排除」といった生徒とのコミュニケーションを断絶する指導も見られた。
- 不適切な指導は、1回だけでなく、複数回にわたって行われる傾向があり、指導者が習慣的に不適切な指導を行っている可能性がある。
- 不適切な指導の多くは、「練習中」に行われている。
- 不適切な指導は、生徒の意欲を低下させるだけでなく、強い不安や恐怖、精神的なストレスにより生徒の心を不安定にしている。

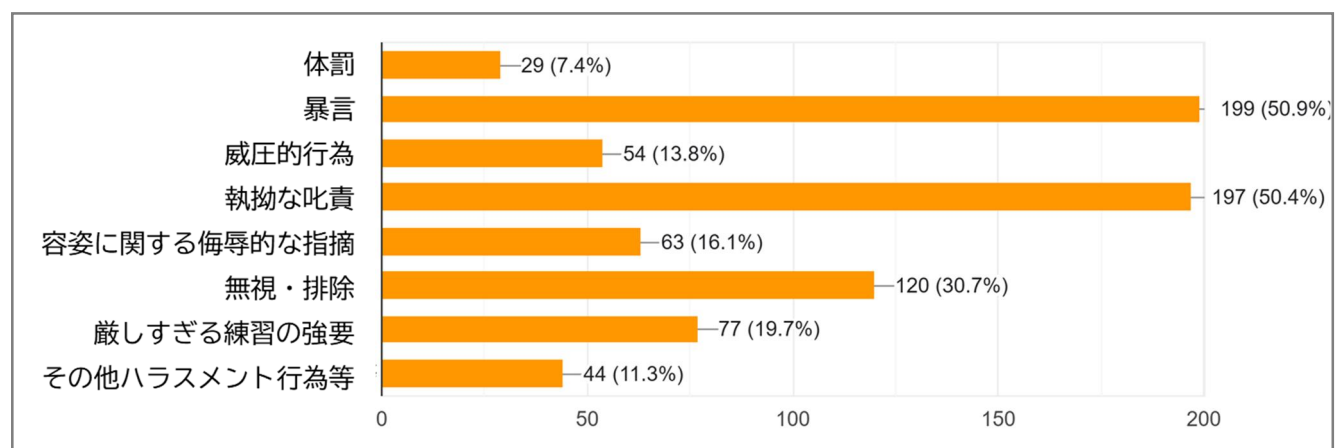
「受けたことがある」不適切な指導（複数選択可）

※「受けたことがある」259人が回答



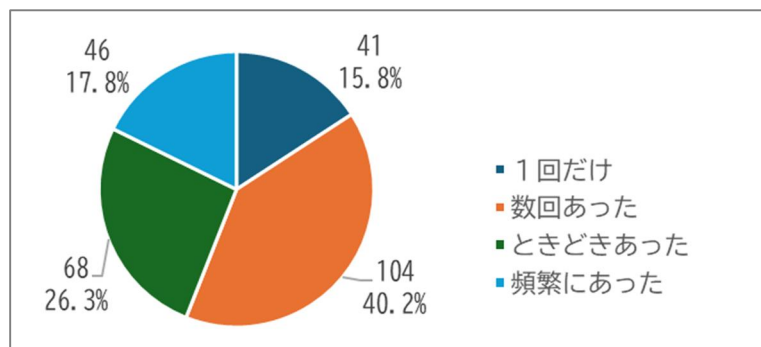
「見たり聞いたりしたことがある」指導（複数選択可）

※「見たり聞いたりしたことがある」391人が回答

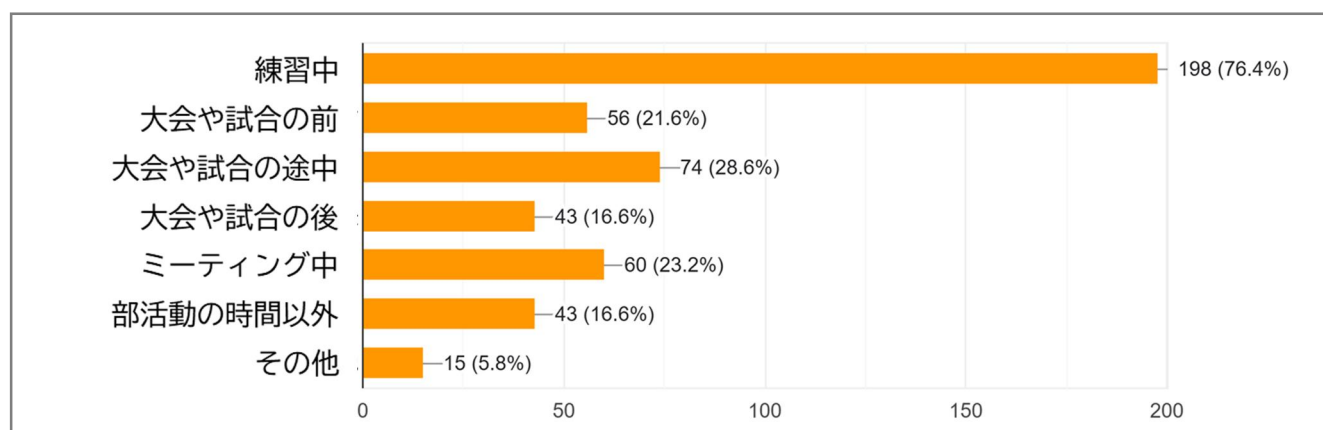


《不適切な指導を「受けたことがある」259 人の回答》

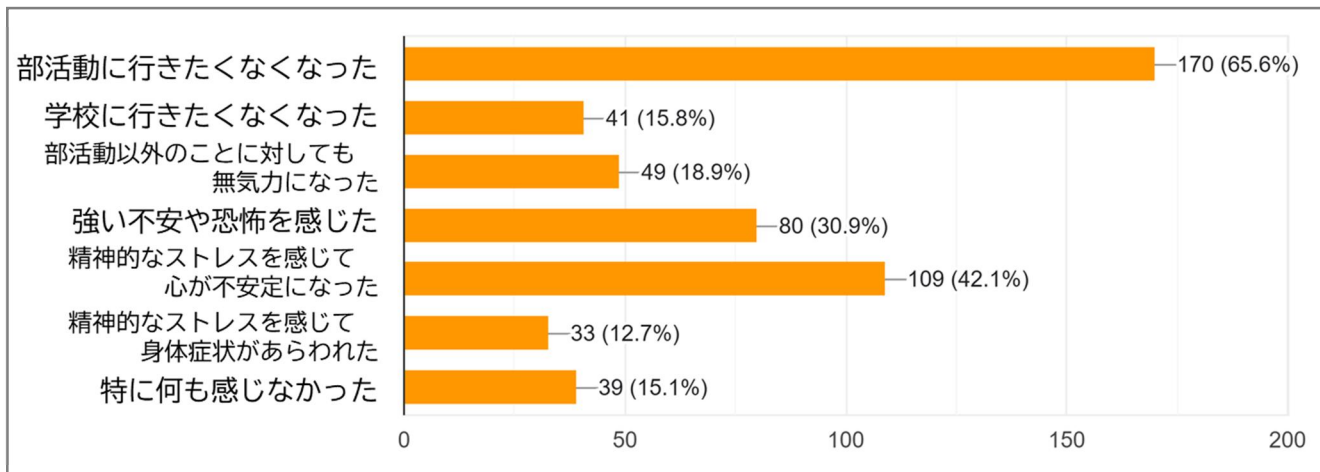
不適切な指導の頻度



不適切な指導の場面（複数選択可）

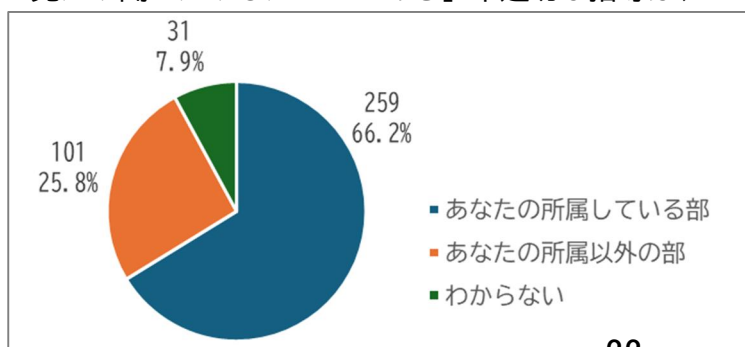


不適切な指導を受けた影響（複数選択可）



《不適切な指導を「見たり聞いたりしたことがある」391 人の回答》

「見たり聞いたりしたことがある」不適切な指導は、どの部で行われたものか



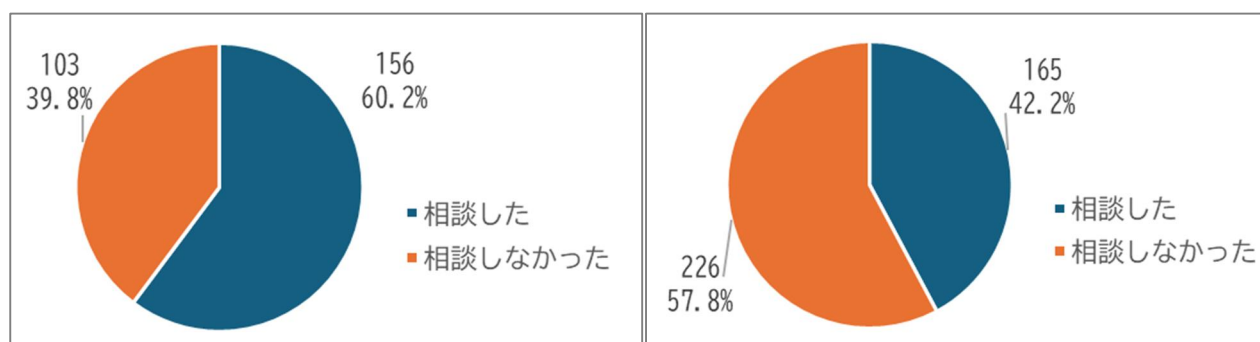
IV 不適切な指導の相談の実態

- 不適切な指導を相談しなかった人数は、「受けたこと」がある生徒で 103 人 (39.8%)、「見たり聞いたりしたこと」がある生徒で 226 人 (57.8%) であった。
- 相談した相手は、多くが家族や友人であり、「学校の先生」への相談は少なかった。
- 相談しなかった理由は、「相談するのを感じなかった」「相談しづらかった」「相談しても改善にはつながらないと思った」が多く、その他の回答からも、声を上げることへの不安や相談しても変わらないと感じている生徒が多かった。
- 相談しなかった理由の中には、「自分が悪いと思った」「その行為が不適切な指導に該当することを知らなかった」と回答している生徒もあり、「相談するのを感じなかった」と回答している生徒が多いことから、不適切な指導とはどのようなもので、どう対応すべきかについて、理解や認識が不足していると推測できる。

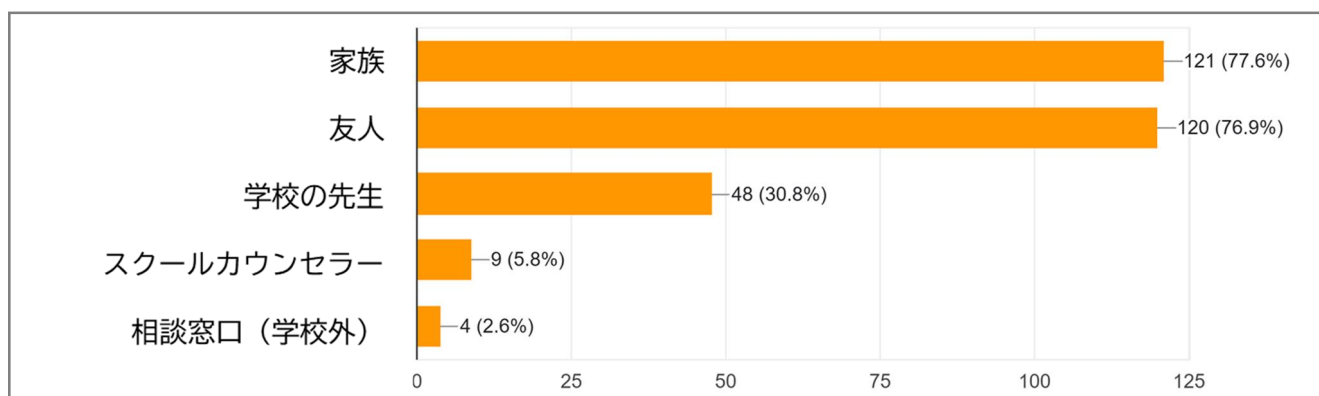
不適切な指導を「受けたこと」「見たり聞いたりしたこと」を、相談したか

※「受けたこと」がある 259 人が回答

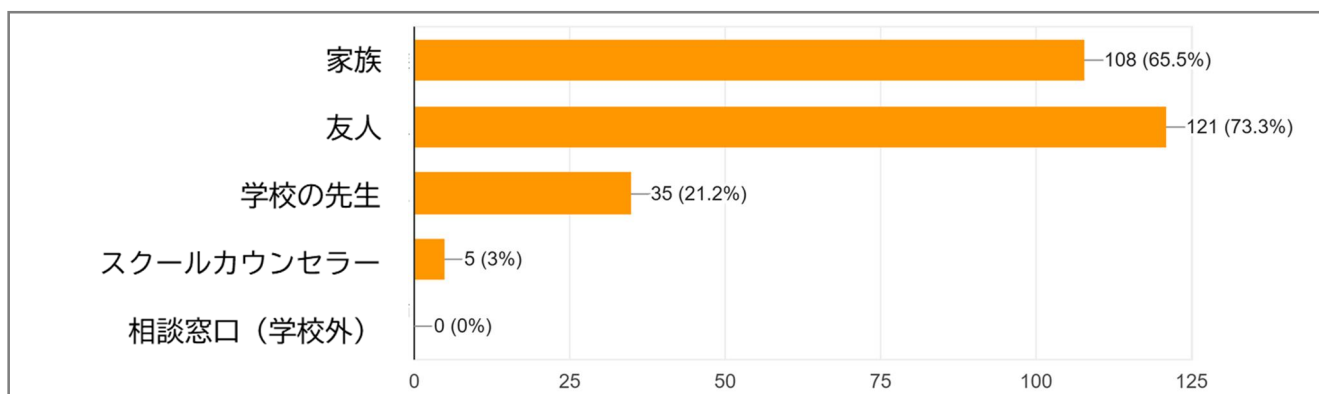
※「見たり聞いたりしたこと」がある 391 人が回答



不適切な指導を「受けたこと」を相談した相手（複数選択可） ※相談した 156 人が回答

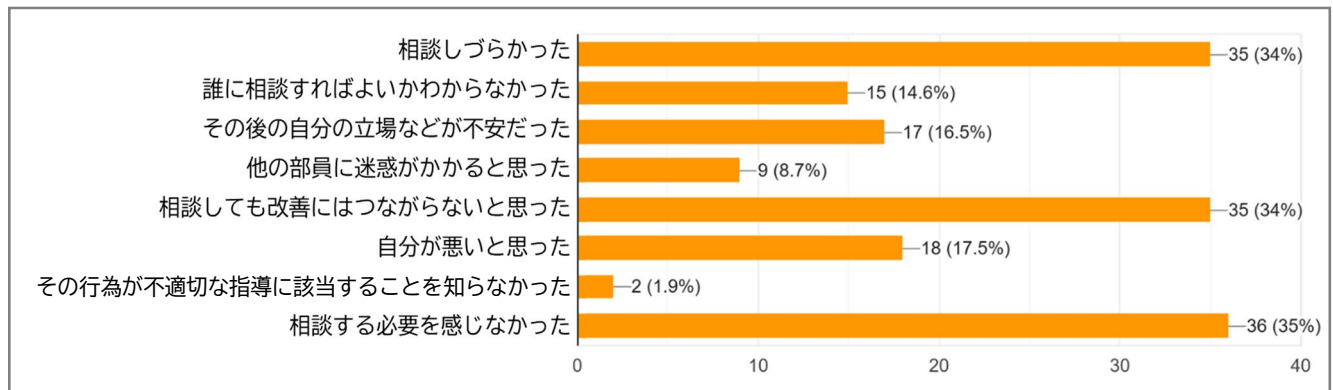


不適切な指導を「見たり聞いたりしたこと」を相談した相手（複数選択可） ※相談した 165 人が回答



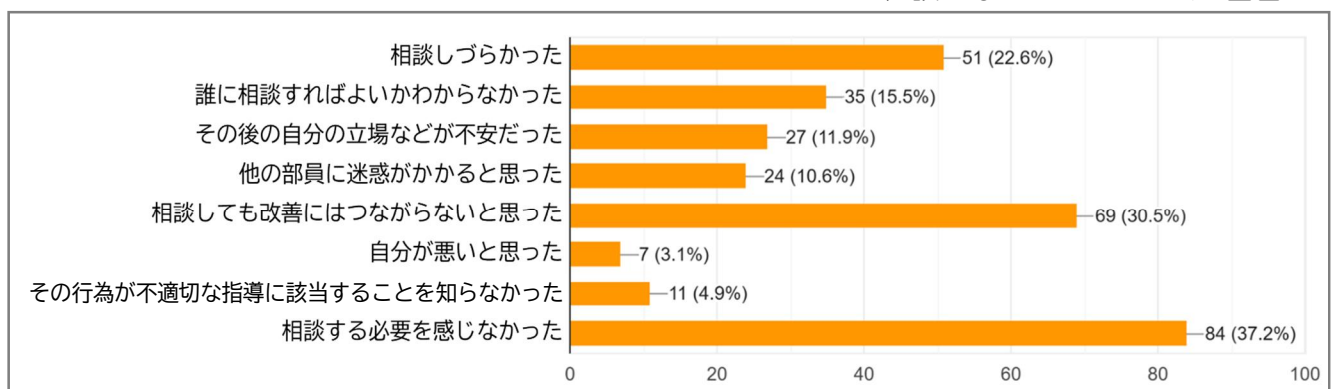
不適切な指導を「受けたこと」を相談しなかった理由（複数選択可）

※相談しなかった 103 人が回答



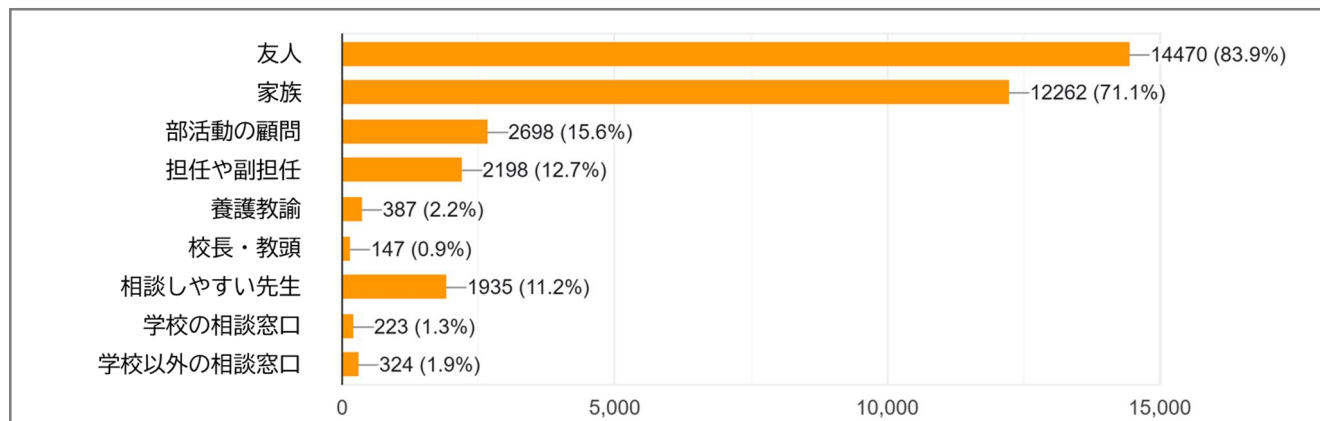
不適切な指導を「見たり聞いたりしたこと」を相談しなかった理由（複数選択可）

※相談しなかった 226 人が回答

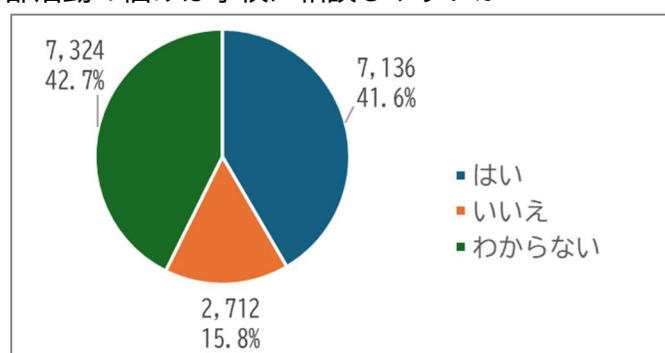


《相談について ※全員の回答》

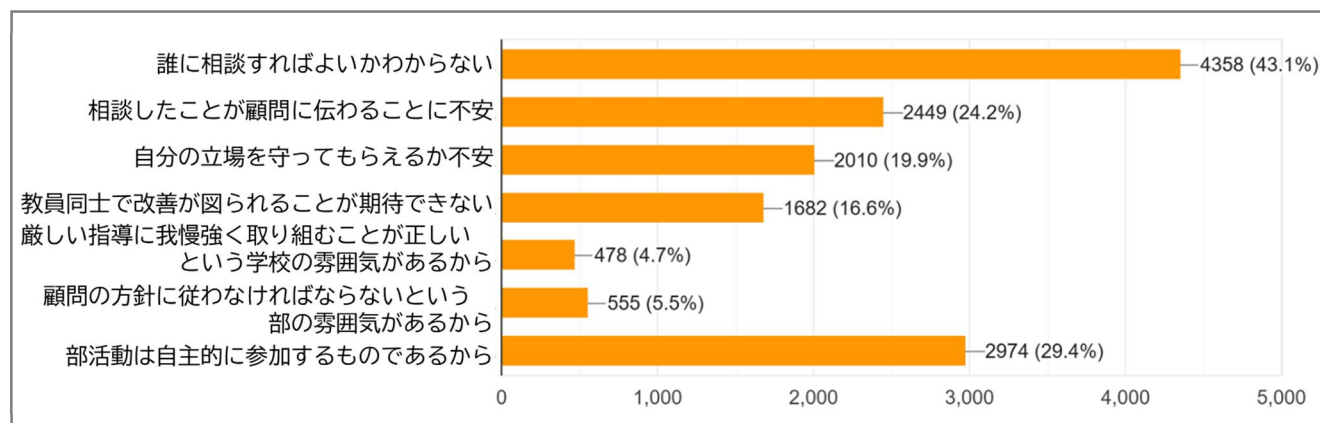
部活動の悩みを相談する相手（複数選択可）



部活動の悩みは学校に相談しやすいか



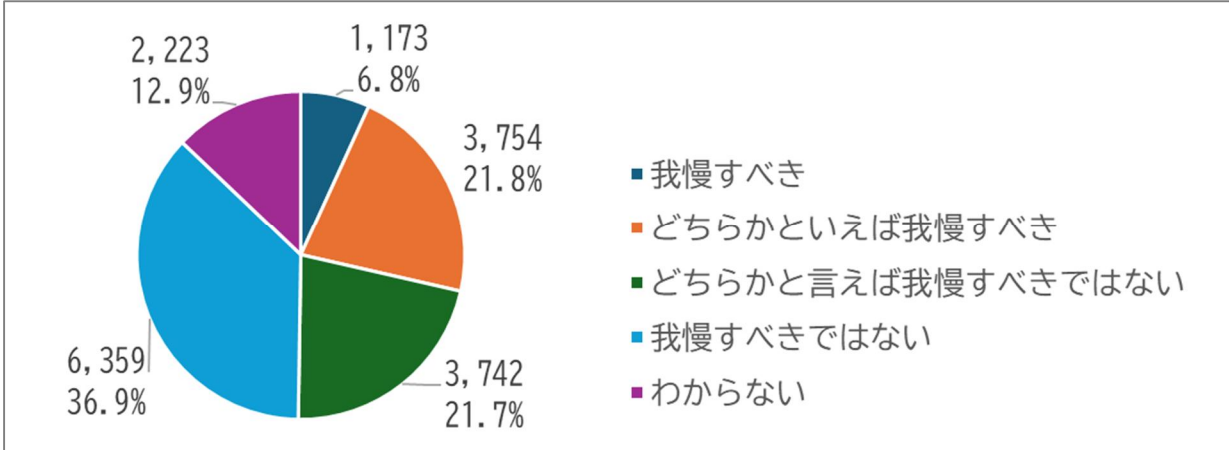
部活動の悩みを学校に相談しにくい理由



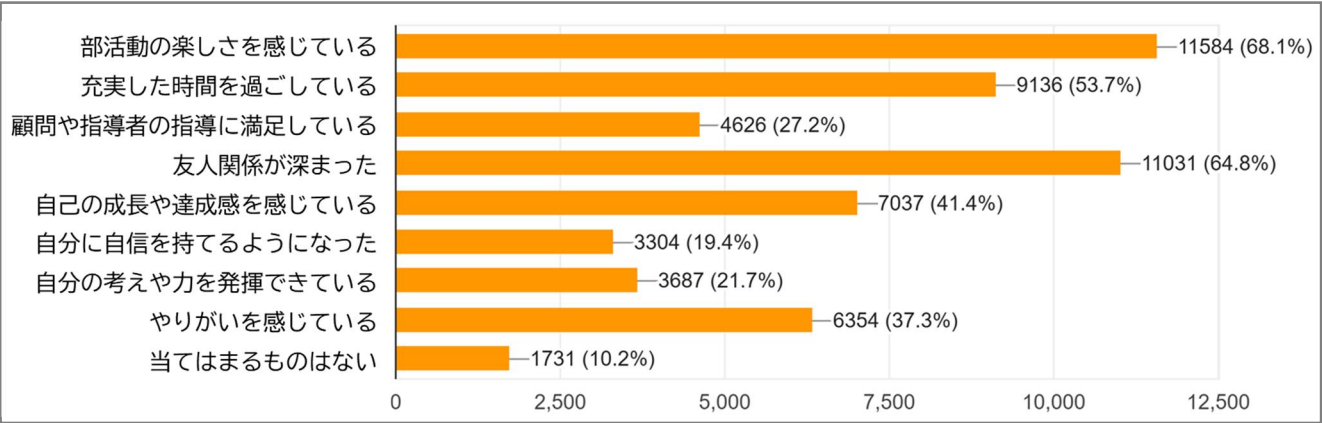
V 部活動の認識・価値観等

- 試合に勝ったり、記録を伸ばしたりするためには、不適切と感じる指導を我慢すべき、どちらかといえば我慢すべきと考えている生徒が 28.6%いる。また、「わからない」と回答した生徒 12.9%をあわせると 41.5%の生徒が、不適切と感じる指導を否定できていない状況。
- 部活動では、半数以上の生徒が、楽しさを感じたり、友人関係を深めたり、充実した時間を過ごしている。また、その他にも様々な価値や意義を感じている。

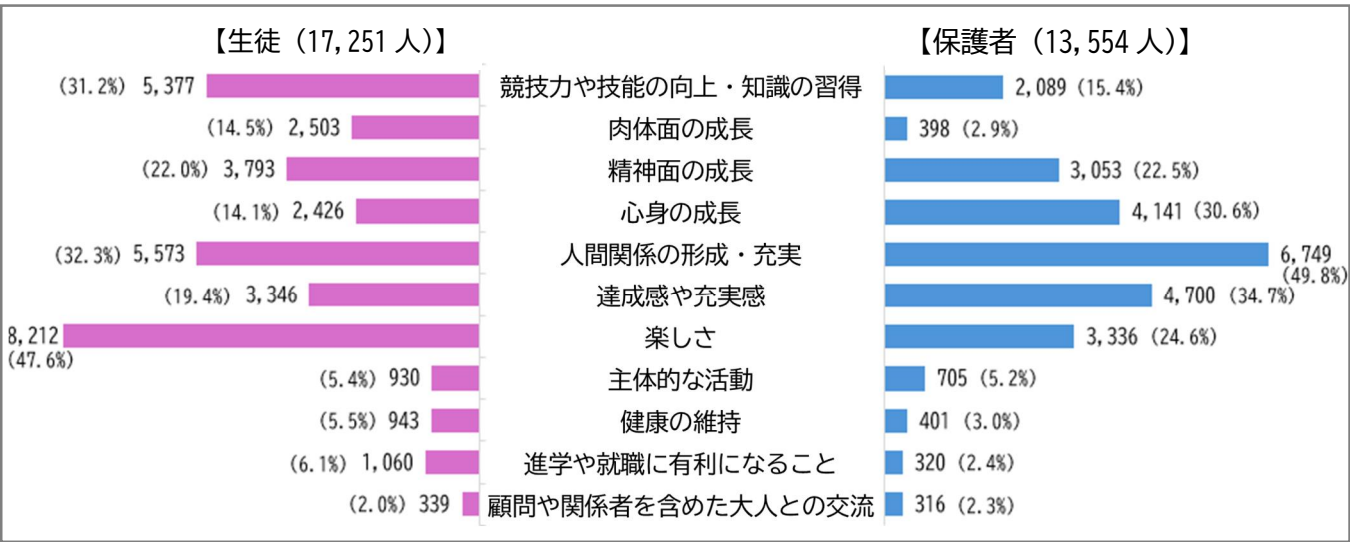
試合に勝ったり、記録を伸ばしたりするためには、不適切と感じる指導を我慢すべきだと思うか



部活動で感じていること（複数選択可）



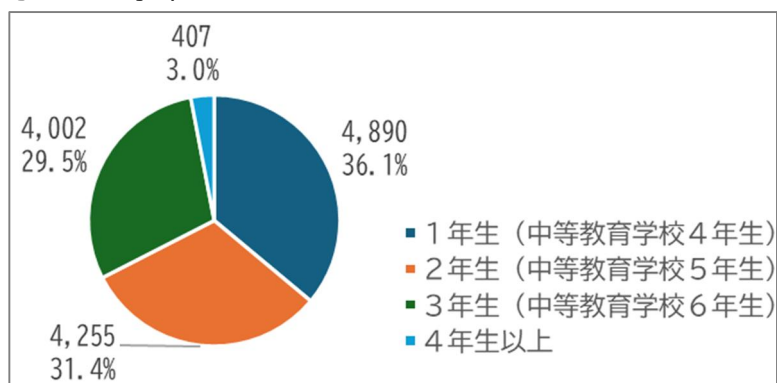
部活動に期待すること（2つ選択）



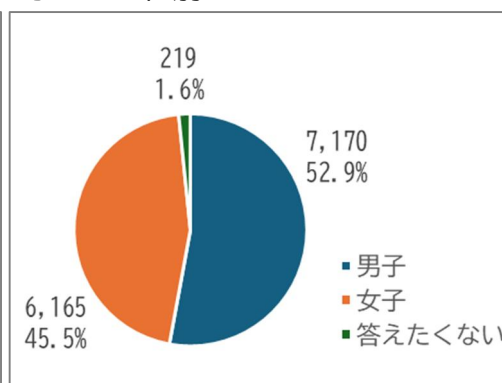
保護者からの回答

I 回答人数 13,554 人（推定対象者（23,500 人）の 57.7%）

子どもの学年



子どもの性別



II 不適切な指導を受けた経験、見聞

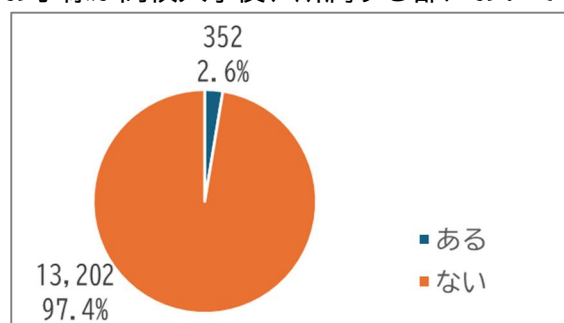
○ お子様が次のような指導を「受けたことがあるか」、「見たり聞いたりしたことがあるか」について質問。

- ・体罰（叩く・蹴る・物をぶつけるなど）
- ・暴言（人格を否定する発言など）
- ・威圧的行為（物を投げたりなどの恐怖を与える行為）
- ・執拗な叱責（強い言葉で叱られ続けるなど）
- ・容姿に関する侮辱的な指摘（身長や体重、顔や身体のことについて嫌なことを言われるなど）
- ・無視・排除（来るな、出ていけといった発言など）
- ・厳しすぎる練習の強要（度を越している、常識的な基準から外れている練習）
- ・その他のハラスメント行為等

○ 352 人（2.6%）の保護者が「受けたことがある」と回答した。

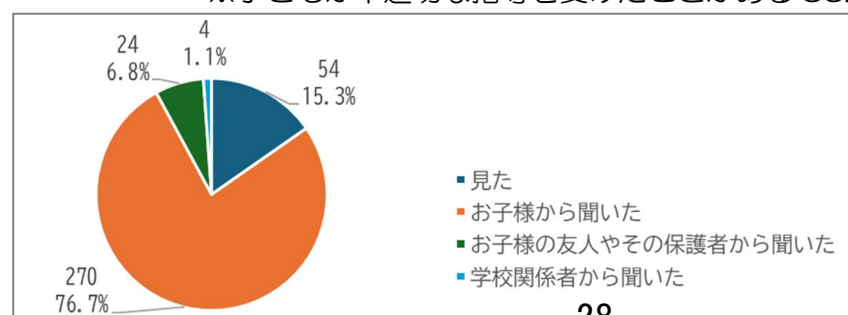
○ 子どもが不適切な指導を受けていることを、約 15%が「見て」把握し、約 85%は「聞いて」把握。

お子様が高校入学後、所属する部において、次のような指導を「受けたこと」がありますか？



そのような指導を受けていることを、どのように把握しましたか？

※子どもが不適切な指導を受けたことがある 352 人が回答

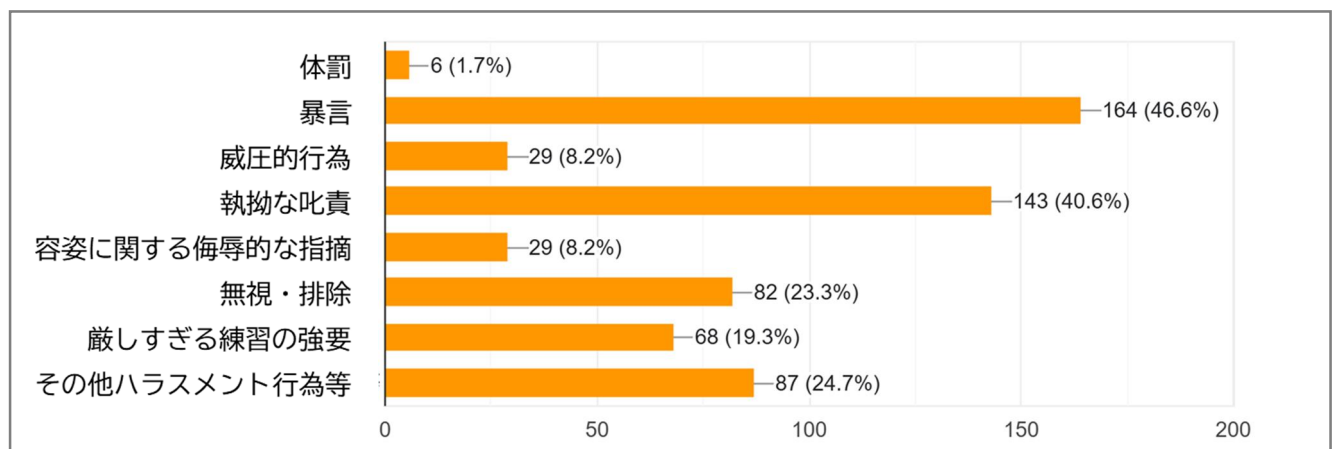


Ⅲ 不適切な指導の実態

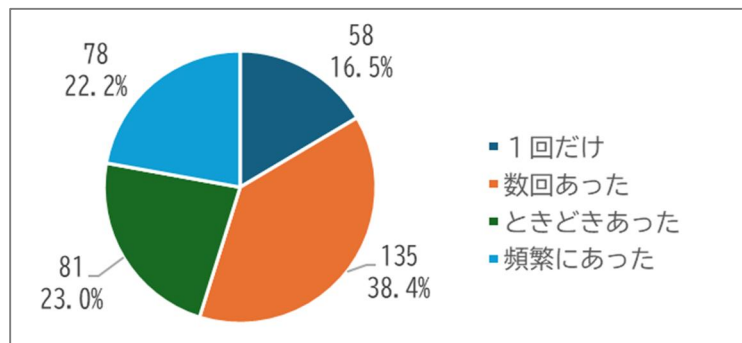
- 不適切な指導の内容は、「暴言」や「執拗な叱責」といった言葉によるものが多い。また、「無視・排除」といった生徒とのコミュニケーションを断絶する指導も見られた。
- 不適切な指導は、1回だけでなく、複数回にわたって行われる傾向があり、指導者が習慣的に不適切な指導を行っている可能性がある。
- 不適切な指導の多くは、「練習中」に行われている。
- 保護者は、不適切な指導は、生徒の意欲を低下させるだけでなく、強い不安や恐怖、精神的なストレスにより生徒の心を不安定にしていると感じている。

《子どもが不適切な指導を「受けたことがある」352人の回答》

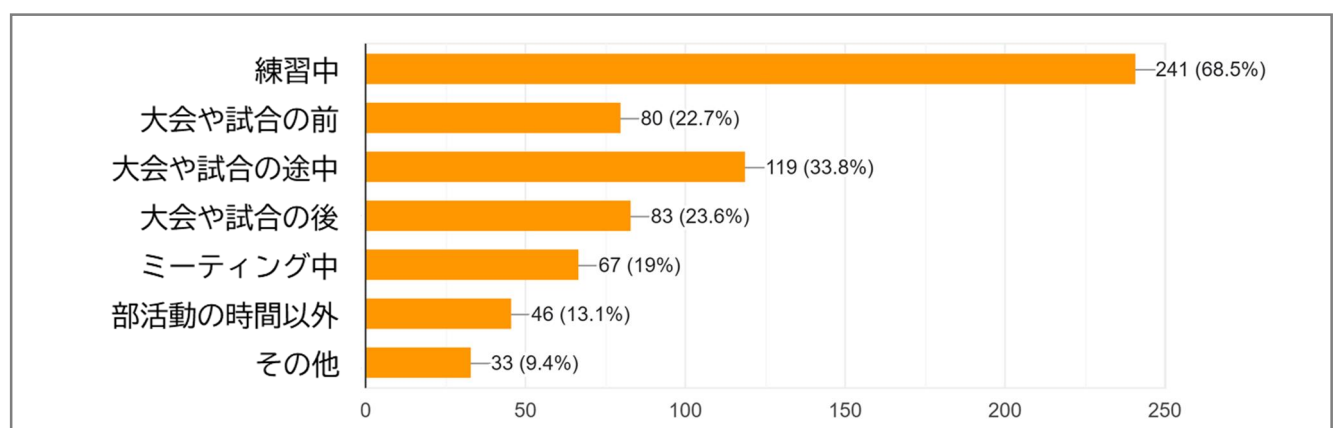
お子様が「受けたことがある」不適切な指導（複数選択可）



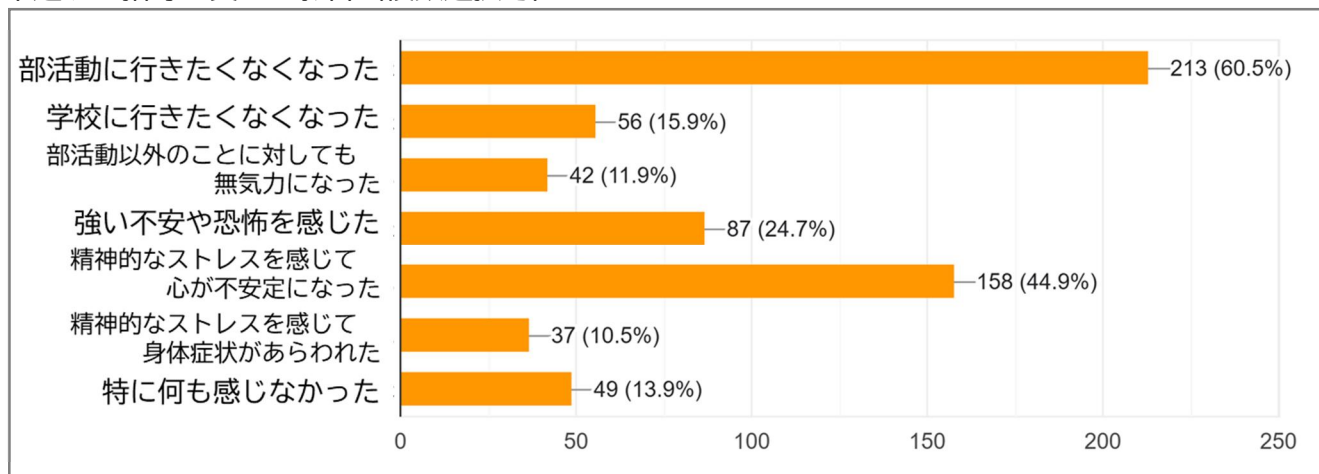
不適切な指導の頻度



不適切な指導の場面（複数選択可）



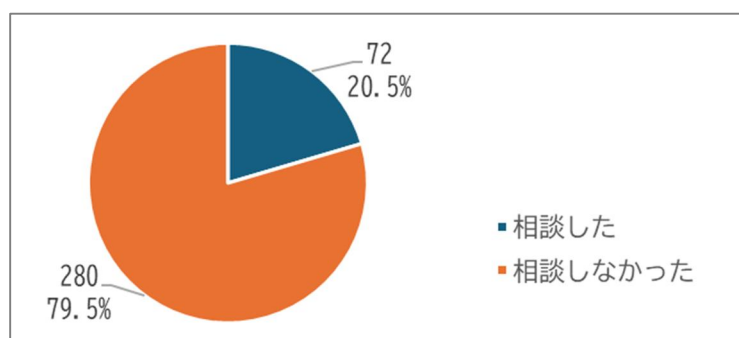
不適切な指導を受けた影響（複数選択可）



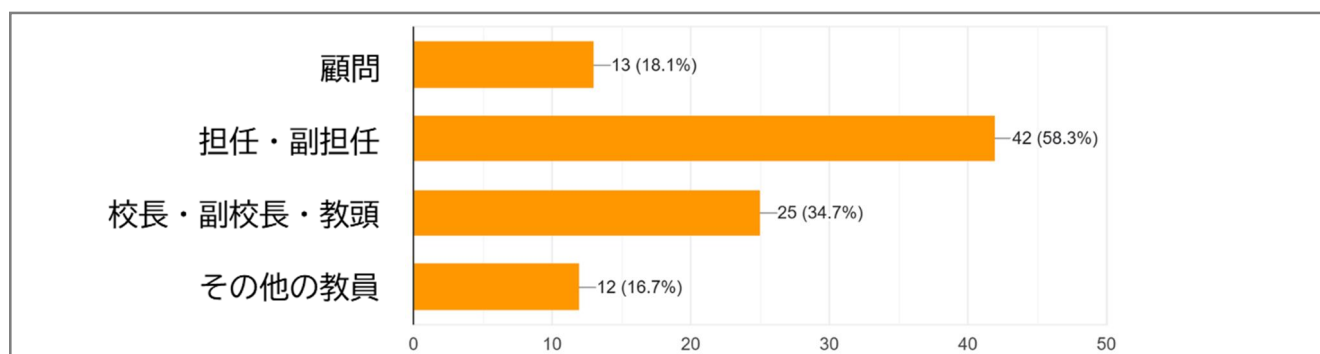
IV 不適切な指導の相談の実態

- 子どもが不適切な指導を受けていることを相談した人数は 72 人 (20.5%) で、担任や副担任への相談が多かった。
- 学校へ相談したことによって不適切な指導が改善されたとする回答は 26.4% (「改善された」+「どちらかといえば改善された」) で、学校に相談した 4 人に 3 人は改善されていないと感じている。
- 相談しなかった理由は、「子どもの立場を守ってもらえるか不安があった」「相談しても改善にはつながらないと思った」が多かった。
- 相談しなかった理由の中には、「顧問の方針に従わなければならないという部の雰囲気があった」「その行為が不適切な指導に該当することを知らなかった」「他の子どもたちに迷惑がかかると思った」「部活動は子どもが自主的に参加しているものであるから」と回答している保護者もいたことから、不適切な指導とはどのようなもので、どう対応すべきかについて、理解や認識が不足していると推測できる。

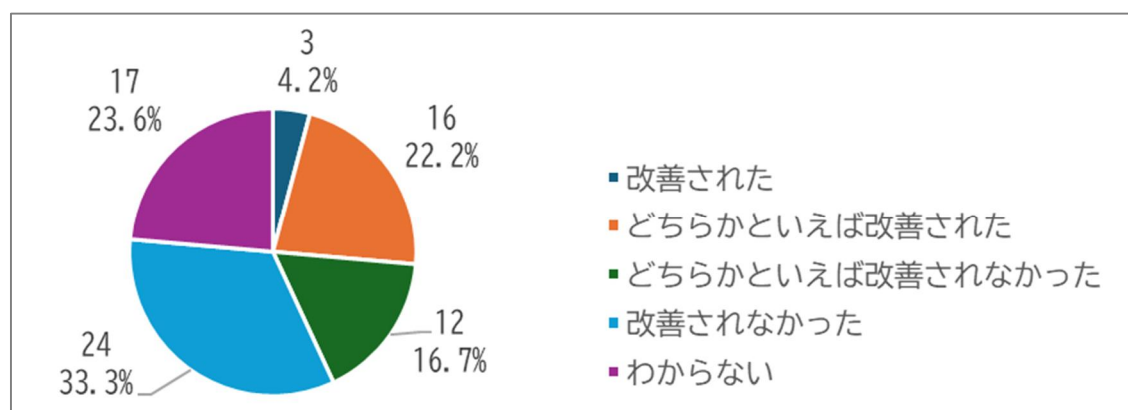
お子様が不適切な指導を「受けたこと」を、相談したか
※「受けたこと」がある 352 人が回答



お子様が不適切な指導を「受けたこと」を相談した相手 (複数選択可) ※相談した 72 人が回答

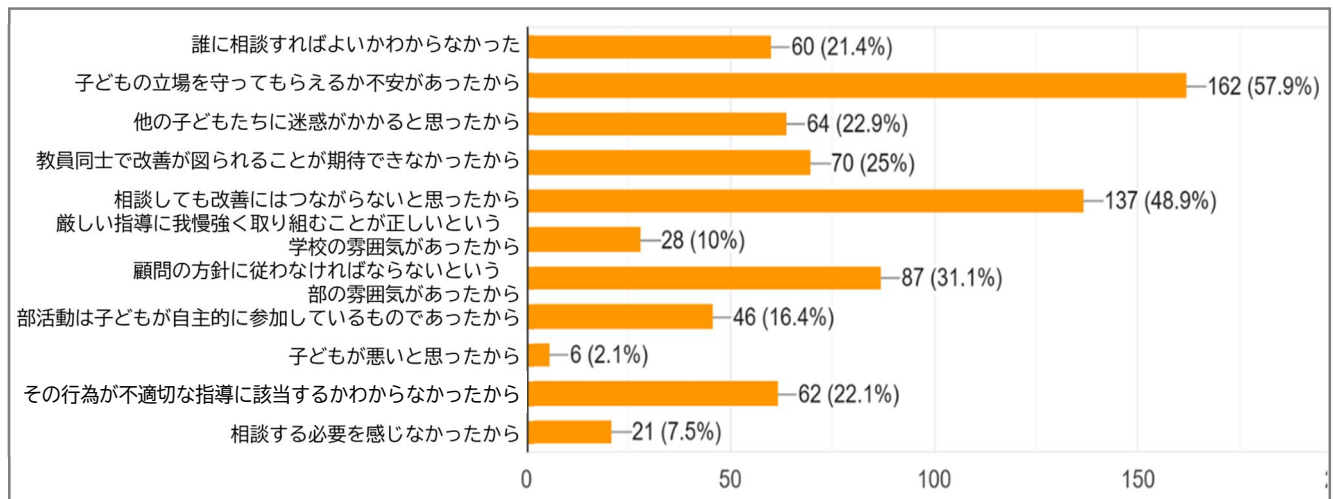


学校に相談したことによって、そのような指導は改善されたか ※相談した 72 人が回答



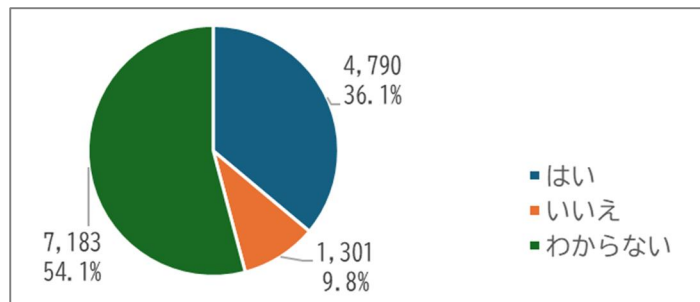
不適切な指導を「受けたこと」を相談しなかった理由（複数選択可）

※相談しなかった 280 人が回答

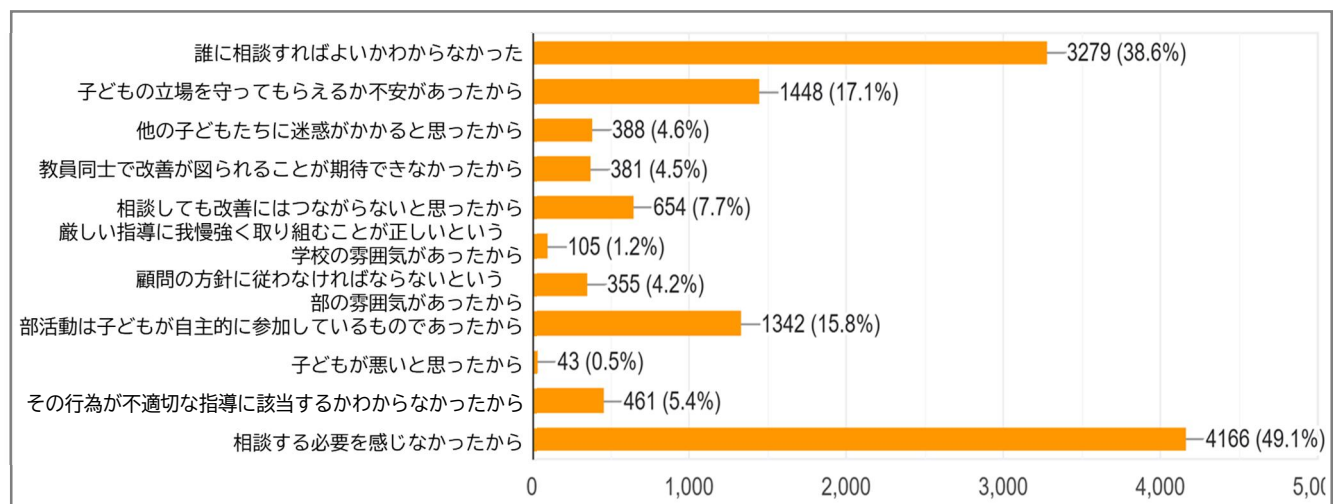


《相談について ※全員の回答》

部活動の悩みは学校に相談しやすいか



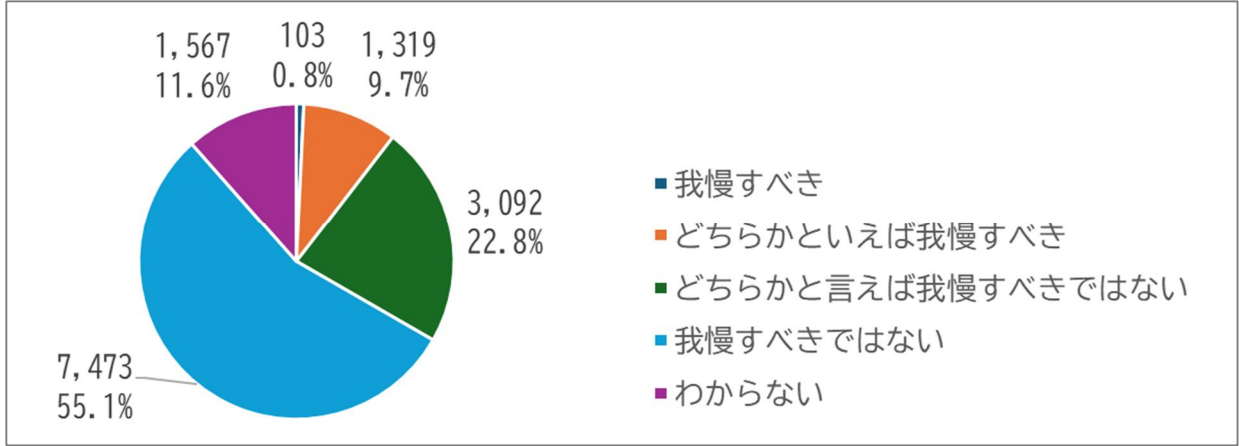
部活動の悩みを学校に相談しにくい理由



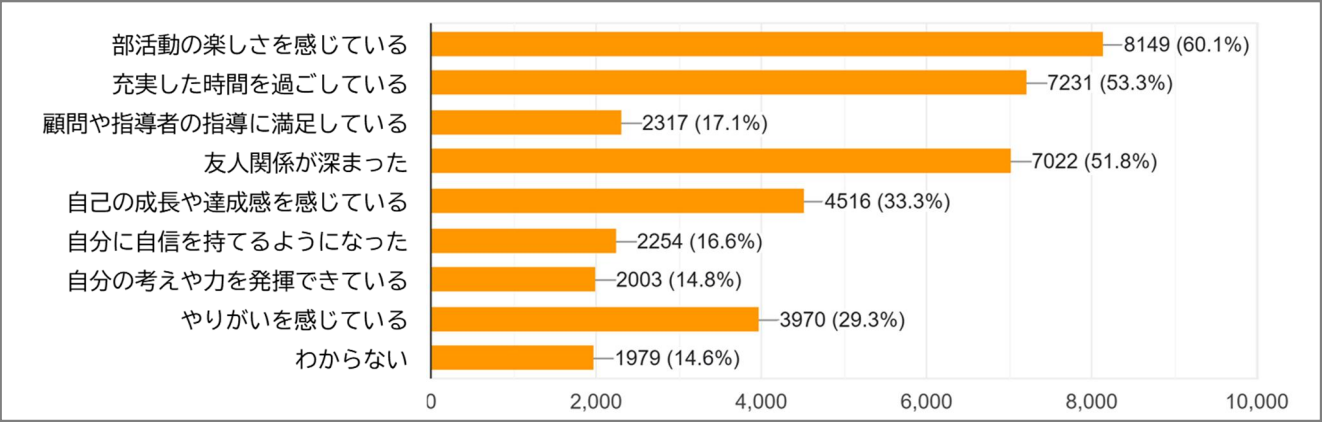
V 部活動の認識・価値観等

- 試合に勝ったり、記録を伸ばしたりするためには、不適切と感じる指導を我慢すべき、どちらかといえば我慢すべきと考えている保護者が 10.5%。また、「わからない」と回答した保護者 11.6%をあわせると 22.1%の保護者が、不適切と感じる指導を否定できていない状況にある（生徒は 41.5%）。
- 生徒が部活動に「楽しさ」を期待するのに対し、保護者は「人間関係の形成・充実」を期待している。保護者は、「競技力や技能の向上・知識の習得」よりも、心身の成長や達成感・充実感を得ることを期待している。

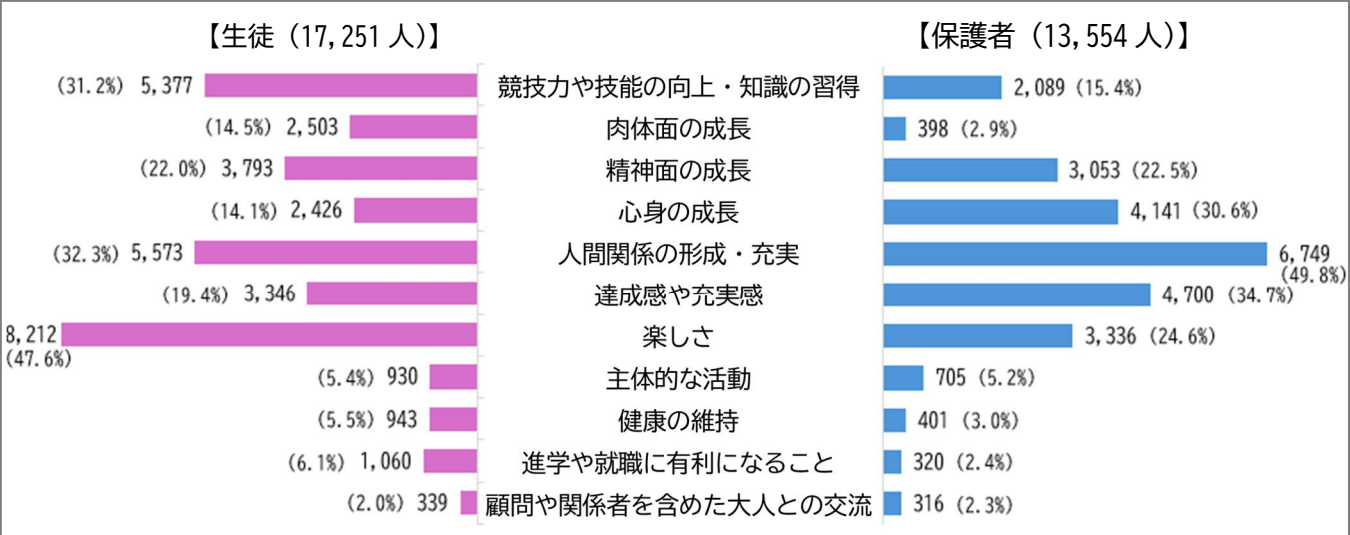
お子様が、試合に勝ったり、記録を伸ばしたりするためには、不適切と感じる指導を我慢すべきだと思うか



お子様が、部活動で感じていること（複数選択可）



部活動に期待すること（2つ選択）



教 義 第 8 1 3 号
教 高 第 8 8 2 号
教 生 指 第 1 9 0 号
令和3年9月30日

県立学校長 様

教 育 長

教職員と児童生徒との SNS 等によるやりとりの禁止について（通知）

文部科学省は、令和3年4月9日付け3文科初第45号「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）」において、教員による児童生徒へのわいせつ行為を防ぐことを目的に、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取り扱いを明確化するよう全国の都道府県教育委員会に通知しました。

本県においても、教職員と児童生徒との安易な SNS 等のやりとりが発端となった問題事案が発生していることから、教職員が児童生徒と SNS 等でやりとりする場合について、下記のとおり取扱いを定めたので、貴校の教職員に周知徹底するとともに、その指導監督に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 教職員が SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりすることを行ってはならないこと。
- 2 校務や業務の必要上、やむを得ず SNS 等を利用する場合は、事前にメールアドレス等を把握する児童生徒の範囲と使用目的を校長に届け出させること。
- 3 教職員は、児童生徒からの SNS 等で相談等があった場合、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげること。
- 4 1 から 3 の趣旨を、児童生徒及び保護者に対して伝えること。
- 5 校長は、校内でルールや注意事項等を取り決め、共通認識を図るとともに、その運用状況等、常に自校の実態把握に努めること。

担当	義務教育課	管理企画係	管理主事	丸田 功
				電話 025-280-5629
	高等学校教育課	管理係	管理主事	五十嵐直樹
				電話 025-280-5610

別添資料 1

「生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について（例）

〇〇市立〇〇中学校

1 教職員と生徒との携帯電話での通話及びメール・SNS等の使用について

（1） 携帯電話での通話について

- ① 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ② 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③ 緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

（2） メール・SNS等でのやりとりについて

- ① 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等を使用して行わない。
- ② 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- ③ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④ 1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

（附則）この校内ルールは、令和3年 月 日より実施する。

教 生 指 第 194 号
令和8年10月14日

県立高等学校長 様
県立中等教育学校長 様
県立中学校長 様

生徒指導課長

生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備について(通知)

生徒の所在が確認できない事案が発生した際に、生徒の安全確保を最優先として組織的かつ迅速に対応できるよう、各学校において緊急時の対応体制の整備をお願いします。ついては、下記により危機管理マニュアルの整備等に取り組むようお願いします。

記

1 目的

生徒の所在が不明となった場合に、学校と保護者等が連携して速やかに生徒の安全確認及び安全確保を行うことを目的とする。

2 実施内容

- ・ 各校の危機管理マニュアルに、生徒の所在不明時を想定した対応を追記すること。
- ・ 追記するマニュアルには、事案発生時の初動対応、管理職への報告、保護者等への連絡手順、関係機関との連携、リスクに応じた対応方法等を明記すること。
- ・ 所在が確認できない生徒について、追記したマニュアルに基づき組織的かつ迅速に対応し、安全確保を図ること。

3 その他

- ・ マニュアルの作成に当たっては、本通知に添付した『「生徒の所在不明時の対応マニュアル」作成の手引き』を参考にすること。なお、本通知に添付した作成例を基に、各校の実情を踏まえ、役割分担や連絡手順、関係機関との連携方法等を具体的に整理し、自校の危機管理体制に即した内容とすること。

[担当]

支援・相談班

副参事 星野 勝紀

電 話 025-280-5793

「生徒の所在不明時の対応マニュアル」 作成の手引き

令和8年10月
新潟県教育庁生徒指導課

1 本手引きについて

これまで県立高等学校等において、生徒が所在不明になる件が発生しており、安全確認と安全確保のために、迅速に生徒の所在確認を行わなければならない事態が発生してきた。

さらに、令和6年6月に県立高校生が自殺により亡くなられた事案について、県いじめ防止対策等に関する委員会から、「第5号案件調査報告書」が提出され、その中の提言に、生徒の所在不明時の緊急連絡体制の不備に対する指摘があった。

（省略）生徒の連絡なしの欠席の際の対応が十分でなく家族との連絡が取りにくい状況にあった場合にどうするのかという緊急時の対応マニュアルを策定する必要がある。

特に留意することは、連絡なしの欠席には様々な理由が想定され、リスクに応じた対応が必要である点である。適切なリスク評価とその評価に応じた対応、初動での情報共有や管理職への報告・判断・対応、保護者及び保護者の職場等への連絡などを、改善しなければならない。本事案では、Aの欠席を通告した生徒の危機感が職員に引き継がれなかった可能性があり、一部の職員の判断で対応がなされていたが、役割分担の明確化、対応の判断、意思決定のプロセスなどを、全教職員が理解し共有して事態に即応できるような体制を整備されたい。

（第5号案件調査報告書の概要p18より）

そのため、学校は生徒の安全確保のために、迅速な対応を組織的に行う必要があり、各校において「生徒の所在不明時の対応マニュアル」を作成した上で、組織的な対応を行う体制を整備することとする。

本手引きは、各校において「生徒の所在不明時の対応マニュアル」を作成する際の手引きとして作成したものであり、各校においてマニュアルを作成する際の参考としていただきたい。

なお、本手引き及び参考資料は、そのまま使用することを想定したものではなく、各校の実情に応じて内容を検討し、自校化したマニュアルを整備することが重要である。

2 生徒の所在不明時の対応の基本原則

生徒の所在不明時の対応に当たっては、次の基本原則を踏まえること。

- 1 生徒の所在及び安全を迅速に確認すること（初動対応を遅らせないこと）
 - 危機感を持って、生徒の所在と安全を迅速かつ確実に確認する
- 2 組織的に対応すること
 - 担任等が一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織的に対応する
- 3 保護者等※及び関係機関と適切に連携すること
 - 必要に応じて、保護者等、警察、生徒指導課及び関係機関と連携して対応する
- 4 記録を作成し教職員間の情報共有を徹底すること
 - 対応経過や確認した事実を記録し、教職員間で共有する
- 5 発見後の支援（事後対応）を行うこと
 - 発見後は、背景にある課題の把握や心理的ケアを行い、支援につなげる

【起きてはならない状況の例】

- ・担任等が、生徒の所在不明の情報を抱え込み、所在不明を認識してから組織的な対応の開始までに長い時間が経過してしまう状況。
- ・「そのうち連絡が来るだろう」と判断し、対応開始が遅れる状況。
- ・組織的な対応が行われていないため、保護者等との情報共有が滞ってしまう状況。
- ・関係機関との連携に躊躇してしまい、生徒の発見が遅れる状況。

※ 「保護者等」とは、学校教育法上の保護者のほか、生徒の父母や祖父母など、学校との連絡・連携の相手方となる者をいう。

3 組織的な対応について

(1) 役割分担例

生徒の所在不明時に迅速かつ組織的な対応が行えるよう、あらかじめ役割分担を定め、自校の実態に応じて定期的に見直すこと。

担当	主な役割（例）
管理職	役割分担の指示、対応方針の決定、警察への相談の判断、生徒指導課への報告、所在確認に係る範囲及び時間等の決定
学級担任・副担任	欠席・遅刻・早退の把握、保護者等に対する連絡窓口、生徒の情報の整理、情報共有
学年主任・学年団	学年内の情報集約、担任支援、役割分担、保護者等への対応や所在確認の支援
教科担当	授業時の出欠確認と共有、所在状況の把握、異変や気になる様子の報告
生徒指導担当	校内外の情報収集、警察等との連携支援、行動歴や交友関係の確認支援
教育相談担当	背景要因の把握、心理的支援、発見後の教育相談体制の調整
養護教諭	健康状態や保健室利用状況の確認、心身の不調に関する情報共有
事務職員	保護者等からの折り返し連絡の取次ぎ、連絡内容の伝達

各校においては、役割分担に加え、管理職への報告ルート、警察への相談手順、生徒指導課への報告方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。

(2) 教職員間で共有する情報（例）

次の情報は、一部の教職員のみが保持することのないよう、関係教職員で共有する。

- ・ 学校及び保護者等による最終所在確認時の状況
- ・ 服装・所持品
- ・ 保護者等から得られた情報
- ・ 心身の状態及び生活状況
- ・ 所在につながる情報
- ・ 学校及び関係機関の対応状況

(3) 教職員間での情報共有方法（例）

情報は、状況に応じて適切な方法で共有する。

- ・ 口頭
- ・ 職員室の共有ボード（ホワイトボード）等
- ・ 情報共有シート等のメモ
- ・ ICT 機器（グループウェアの掲示板機能等）

4 保護者等に連絡・確認する際の留意点など

(1) 保護者等に連絡する際の留意点

保護者等への連絡は、生徒の所在及び安全の確認を目的として行い、保護者等の心情に配慮しながら必要な情報を整理して確認すること。

- ・ 生徒の安全確認を最優先に対応していることを伝える。
- ・ 保護者等を責めるような聞き方にならないよう配慮する。
- ・ 保護者等から確認した事実と推測を区別し、時系列で情報を整理する。
- ・ 保護者等と連絡が取れない場合も、連絡を待つだけにせず、組織的に安全確認を進める。

(2) 保護者等に確認する事項（例）

確認する事項の例は次のとおりであるが、全ての項目を一律に確認するものではなく、生徒の状況に応じて必要な事項を確認する。

確認事項	確認内容（例）
最終所在確認時の状況	本人を確認した日時、場所、そのときの様子
服装・所持品	当日の服装、所持品の内容
心身の状態及び生活状況	健康状態、心身の不調、自傷歴、希死念慮、家庭や学校での変化、悩みや不安、友人関係等
所在につながる情報	行き先として考えられる場所、立ち寄り先、よく利用する場所、SNS 等による連絡状況、GPS・位置情報共有機能等による位置情報
警察への相談状況	警察への相談又は行方不明者届提出の有無

※ 警察への相談に関する詳細は、「7 警察への相談」を参照

(3) 保護者等と連絡が取れない場合の対応

保護者等と連絡が取れない場合は、状況に応じて、次の方法を組み合わせて対応する。なお、各対応を継続する時間や次の対応へ移行する時期については、生徒の状況や危険性を踏まえ、管理職が判断する。

- ・ 繰り返し電話連絡を行う。
- ・ メールや学校の連絡アプリ等を活用する。
- ・ 学校に届け出られている緊急連絡先や勤務先などに連絡する。
- ・ 学校が把握している範囲で、親族等に連絡を取る。
- ・ 必要に応じて、複数の教職員で家庭訪問を行う。
- ・ 重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される場合は、速やかに警察に相談する。

(4) 保護者等にGPS・位置情報の確認を依頼する場合

生徒の安全確保を目的としていることを保護者等に説明した上で、次の依頼を行う。

- 保護者等が利用できる位置情報共有機能等がある場合は、確認を依頼する。
- 生徒が携帯電話を所持している場合は、保護者から携帯電話会社に位置情報の照会を行うよう依頼する。
- 位置情報が水辺、線路、山間部等の危険が懸念される場所を示している場合は、学校だけで搜索せず、速やかに警察に相談するよう依頼する。

5 生徒の友人・同級生に協力を依頼する際の留意点など

(1) 生徒の友人・同級生に協力を依頼する際の留意点

生徒の所在確認において、友人・同級生へ協力を依頼する場合は、必要な範囲にとどめるとともに、心理的負担やプライバシーに十分配慮すること。

- ・ 生徒の安全確認を目的とすることを説明する。
- ・ 事情聴取のような対応とならないよう配慮する。
- ・ 責任を負わせたり、自責感を抱かせたりしないよう配慮する。
- ・ 確認内容は必要最小限とし、知り得た情報を安易に他の生徒へ伝えないよう依頼する。

(2) 生徒の友人・同級生に確認する事項（例）

確認する事項の例は次のとおりである。ただし、全ての項目を一律に確認するものではなく、生徒の状況に応じて必要な事項を確認する。

【確認内容の例】

- ・ 当日または直近に連絡を取っていないか
- ・ 会う約束や行き先について聞いていないか
- ・ SNS 上の投稿やメッセージを確認していないか
- ・ 最近の言動や様子で気になることはなかったか
- ・ 生徒の安全に関して心配される情報を把握していないか

(3) 友人・同級生に生徒への連絡を依頼する際の留意点

友人・同級生が生徒と連絡を取ることができる可能性がある場合は、電話、メール、SNS 等による連絡を依頼することを検討する。

- ・ 協力は友人・同級生の意思を尊重し、無理に依頼しない。
- ・ 生徒を問い詰めたり、帰宅や登校を強く求めたりする連絡は依頼しない。
- ・ 生徒に関する情報を把握した場合は、速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

6 教職員による所在確認について

(1) 教職員による所在確認の実施

生徒の所在が確認できない場合は、管理職の指示の下で組織的かつ計画的に教職員による所在確認を実施すること。

- ・ 所在確認の実施の判断は、収集した情報や生徒の状況を踏まえて管理職が判断する。
- ・ 所在確認を行う範囲、場所、時間帯及び対応する教職員は、管理職の指示の下で決定する。校内の確認を優先して行うとともに、必要に応じて校地内及び校外の確認を実施する。
- ・ 生徒の生命・身体への危険等が懸念される場合は、警察への相談を優先する。

(2) 所在確認を行う際の留意点

教職員による所在確認は、教職員自身の安全にも十分配慮した上で実施する。

- ・ 原則として複数の教職員で対応する。
- ・ 確認場所、連絡方法、到着予定時刻を管理職等と共有する。
- ・ 危険が予想される場所への立入りは行わない。
- ・ 生徒について新たな情報を把握した場合は、速やかに管理職へ報告し、必要に応じて対応方針を見直す。
- ・ 管理職は、所在確認の経過及び結果を記録し、教職員間で共有する。

(3) 生徒を発見した際の対応

生徒を発見した際は、生徒の安全確保を最優先として対応する。

- ・ 生徒の心身の状態や周囲の状況を確認する。
- ・ 発見した教職員のみで対応方針を判断せず、速やかに管理職へ報告する。
- ・ 発見後の支援については、「8 発見後の対応について」に基づいて対応する。

7 警察への相談について

(1) 基本的な考え方

重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される場合は、「まだ早いかもしれない」とためらわず、速やかに警察に相談し、必要な助言を受けること。警察への相談後も、学校として必要な所在確認及び安全確保の取組を継続すること。

なお、警察への相談は、原則として保護者等が行うが、保護者等に連絡がつかない場合は学校が行う。

(2) 警察に相談する目安

次のいずれかに該当した場合は、状況に応じて速やかに警察に相談する。

- ・ 生徒及び保護者等に繰り返し連絡しても、連絡が取れない。
- ・ 帰宅時刻になっても帰宅しない。
- ・ 心身に大きな影響を与える出来事があった。
- ・ 自傷歴や希死念慮がある。
- ・ いじめの訴えや相談の直後である。
- ・ SNSトラブルや第三者との接触が疑われる。
- ・ 位置情報が危険箇所を示している。
- ・ 荒天、積雪、猛暑等により生命・身体への危険が懸念される。
- ・ 事件や事故の可能性が懸念される。
- ・ その他、重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される。

(3) 警察に相談した際の対応

警察に相談（連携）した際は、次の対応も行う。

- ・ 警察からの助言内容を記録する。
- ・ 生徒指導課に報告する。
- ・ 保護者等と情報を共有する。
- ・ 警察からの助言を踏まえ、学校として必要な対応を継続する。

※ 「行方不明者届」は、原則として保護者等が警察に提出するものであり、学校は、必要に応じて保護者にその旨を説明し、警察への相談や届出を依頼する。

8 発見後の対応について

(1) 発見直後の対応

所在不明であった生徒が発見された場合は、「発見＝対応終了」と捉えず、次の対応を行うこと。

- ・ 本人の安全と心身の状態を確認する。
- ・ 「戻ってきてよかった」「安全が確認できて安心している」など、安心感につながる声掛けを行う。
- ・ 体調やけがの有無を確認し、必要に応じて医療機関につなぐ。
- ・ 「なぜいなくなったのか」と追及せず、本人の心身の状態に配慮しながら、困っていたことや背景事情を確認する。
- ・ 保護者等に速やかに連絡し、見守り等を依頼する。
- ・ 管理職は生徒指導課に報告する。

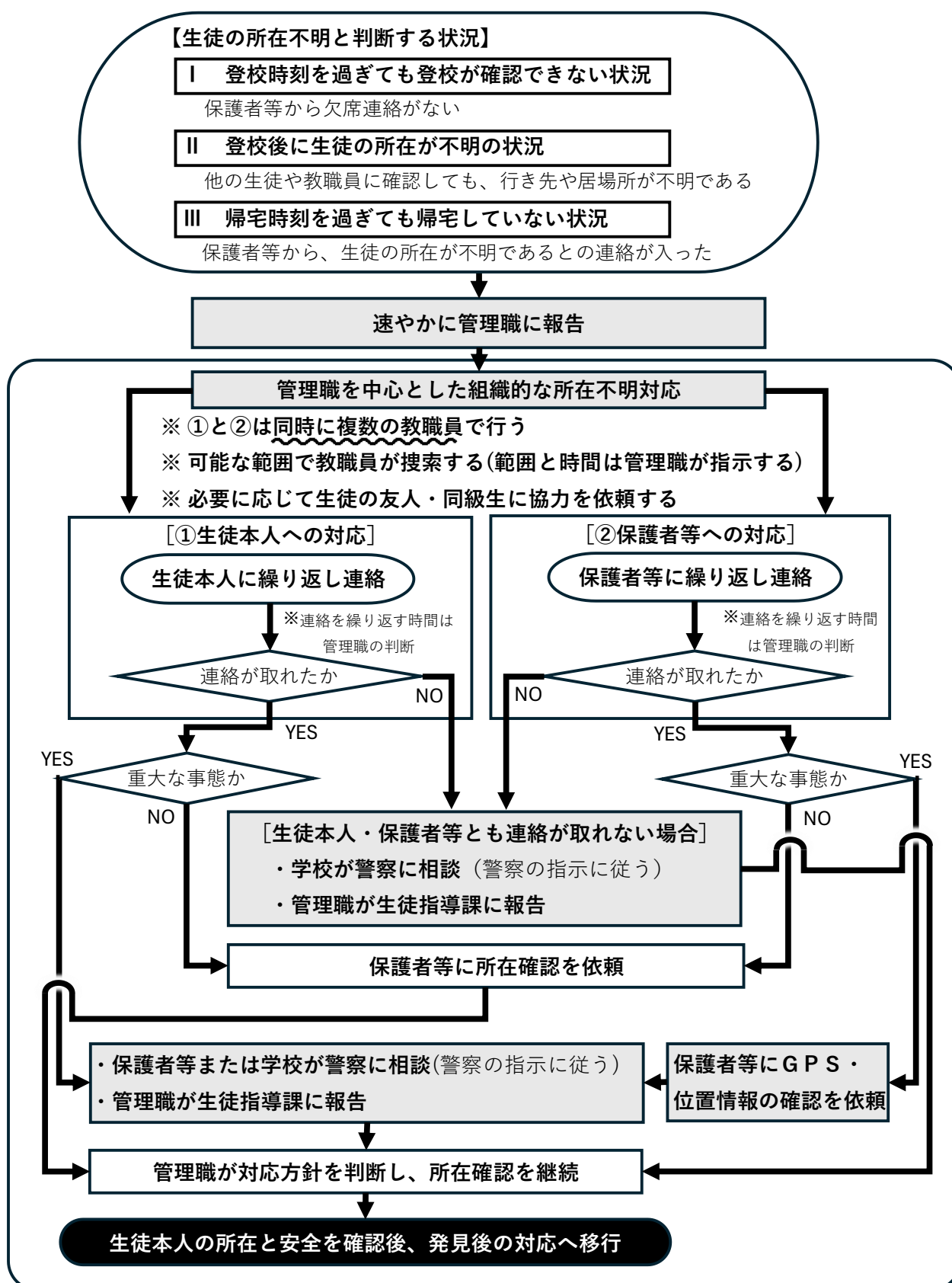
(2) 発見後の継続的な支援

本人の状況や背景事情を踏まえ、必要に応じて校内外の関係者と連携し、継続的な支援につなげる。

- ・ 発見までの経過と学校の対応を時系列で整理し、関係教職員及び生徒指導課と共有するとともに、今後の支援方針について確認する。
- ・ いじめ、自傷、希死念慮、家庭不安、虐待、性被害等の背景が疑われる場合は、慎重に状況を確認する。
- ・ 本人及び保護者等の意向を確認し、支援方針を関係教職員で検討する。
- ・ 必要に応じてケース会議を実施し、役割分担を確認する。
- ・ 教育相談や継続面談を行う。
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、児童相談所等と連携する。
- ・ 継続的な支援が必要な場合は、個別の支援計画を作成する。
- ・ 再発防止に向け、校内の支援体制や対応を見直す。

9 生徒の所在不明時の対応フロー（例）

◎ 重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される場合は、速やかに警察に相談する。



参考 情報共有シート

情報共有シート

記録者（ ）

○発生日時： ____月 ____日 ____時 ____分 ○学 年 組： ____年 ____組 ____番（担任： ____） ○氏 名： ____（住所： ____）	
概要	☐ 登校していない ☐ 校内で所在不明 ☐ 下校後帰宅していない
管理職報告	☐ 校長 ☐ 副校長 ☐ 教頭 （確認時刻： ____時 ____分）
学校の 最終所在確認情報	最終所在確認日時： ____月 ____日 ____時 ____分 その時の様子（確認者、確認場所など）
保護者等への 連絡・確認	保護者等への連絡： ☐ 実施 ☐ 未実施 連絡時間： ____月 ____日 ____時 ____分（連絡者： ____） 保護者等： ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他（ ____） 確認内容： ☐ 最終所在確認時刻 ____月 ____日 ____時 ____分 ____ ☐ 服 装 ____ ☐ 所持品 ____ ☐ 行き先・立ち寄り先等 ____ ☐ GPS 確認（ ☐ 実施 ☐ 未実施 ☐ 確認不能） ☐ 健康状態 ____ ☐ 最近の様子 ____ ☐ 警察相談状況 ____ ☐ その他参考となる事情 ____
本人の状況	携帯電話： ☐ 所持 ☐ 所持していない ☐ 不明 連絡状況： ☐ 連絡可能 ☐ 呼出中 ☐ 電源 OFF ☐ 未確認
背景情報	☐ 自傷歴・希死念慮 ☐ いじめ ☐ 不登校傾向 ☐ SNSトラブル ☐ 友人関係トラブル ☐ 家庭内トラブル ☐ 家出歴 ☐ 精神的不調 ☐ その他（ ____）
学校の対応状況	☐ 教室確認 ☐ トイレ確認 ☐ 保健室確認 ☐ 特別教室確認 ☐ 校地内確認 ☐ 校外確認 ☐ 友人確認 ☐ 家庭訪問
関係機関との連携	警察相談： ☐ 実施 ☐ 未実施 （ ____月 ____日 ____時 ____分） 生徒指導課報告： ☐ 実施 ☐ 未実施 （ ____月 ____日 ____時 ____分）
備考	対応経過等（時系列）